

Title	近世初期以前十七条憲法諸本解題並校勘記
Sub Title	
Author	阿部, 隆一 (Abe, Ryuichi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1971
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.10 (1971.) ,p.1- 62
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000010-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世初
期以前

十七条憲法諸本解題並校勘記

阿 部 隆 一

本文庫の前身である財団法人斯道文庫では、聖徳太子研究は主要研究題目の一つに入っていたので、太子関係文献はかなり蒐められてあった。それをうけついで本文庫でも、太子研究については、研究員全員が各々専門は違っても、日本文化の事実上の創立者と仰ぐべき太子については等しく関心を抱き、いずれ共同研究をしたいとは話合っていたが、銘々が抱えている当面の研究題目に忙殺されて、残念ながら実現できずにいる。たゞ各地に訪書調査に出かけた際、太子関係の図書があれば、調査し且つマイクロフィルムに複写するように心がけた。それがかなりの部数に達するに至った。それ等の図書は未刊の写本で、大部分が聖徳太子伝暦か中世時代の伝暦の注釈書、乃至は伝暦を基礎にせる太子伝記類、次に十七条憲法或は太子に仮託付会された四節願文・未来記・御記文等を憲法に付綴する類

であった。室町末迄の太子崇仰の歴史を辿ると、著作講義の如き図書文献の上では、三経義疏や十七条憲法の講読研究は法隆寺や南都の極めて寥々たる一部の学僧に行われたにすぎず、大勢には殆ど影響を及していない。平安中期に先行の種々の太子伝を集大成した「聖徳太子伝暦」が成立してからは、太子讃仰の拠り所となつたのは伝暦で、爾來太子研究即伝暦講釈の觀を呈して、その秘事口伝まで生じて、室町末に至るまで多数の伝暦の注釈書や伝暦を敷衍せる太子伝記書が著作された。我が祖先に長い間生き描かれていた太子は実は伝暦を通じての太子像であつた。明治以後実証史学の発達と共に伝暦の太子伝としての価値は下落した。況や伝暦の神異奇談に輪をかけ尾をつけて付会せるその末書に於ておや。従つて平安より室町末に至る間管々として継続された伝暦注釈書と太子伝記書は一顧もされず、各地の公私の文庫や名山石室裡に忘却され、その所在も、書名も、撰者も、系統がどうなっているのか、殆ど五里霧中の有様が放置されてあつた。そのうち極めて僅かながら、大日本仏教全書の「聖徳太子御伝叢書」や「聖徳太子全集」巻三に翻印されたものもあるが、それも校訂に遺憾が多い。

私共は太子関係のマイクロフィルムが漸次蒐取されるにつれ、この際積極的に太子関係の古鈔本を全国的に博搜し、できるだけ複写してそれを整理調査し、将来の太子研究に資することを企て、幸に昭和四十二年・四十三年に文部省の科学研究費の補助を受け、一部所蔵者の都合で調査のできぬものがあるが、ほど調査と複写の目的を達成し得た。一方、毎週聖徳太子伝暦の輪読会を開いて、その校訂証注の編纂を行つてゐる。この輪読に於て、伝暦の鈔本は鎌倉から近世初に至る各時代に間断なく存し、それには詳細な訓点が付されているので、平安後期より近世初に至る訓点の変遷の資料ともなるので、各本の訓点も併せて忠実に比較することにしてゐる。読み合せが十七条憲法に至つた時、憲法は伝暦のみならず、書紀や憲法の単行本も一切網羅して、比較対照してみようということになつた。

昨昭和四十六年はたま／＼聖徳太子御聖忌一千三百五十年に当たったので、鴻恩を報謝し奉る私共の微志を表する一端として、輪読会で編輯せるノートのうち十七条憲法のみを整理して発表することになったのが、遅延を重ね年を越してこゝに至った次第である。

それは十七条憲法が室町時代末に至る間各時代にいかに享受されたかを考察する資料を提供するのが趣旨である。この考察には種々の方法があり、様々の資料を用いる必要がある。各時代諸本の訓点を比較することはあくまでその一端にすぎぬことは言うまでもない。しかし漢文で記された憲法本文をどう訓むかはその享受の原初にしてその端的なる表徴である。この考察は或る意味で迂遠の業と嘆われるかもしれぬ。しかし私共は敢てその資料を整理して、従来等閑に付されている盲点を補いたいと思つてゐる。此は単に国語学の訓点資料の意味で作成したものではない。憲法には諸本によつてその本文に出入異同が見られ、従来の校勘には未だ不備が見られるので、新に付することにした。使用資料を室町末に限定したのは、江戸時代は前代に比し学風が一変し、室町末までと別の取り扱いを必要とし、漢文訓読に於ては、現代の訓点は江戸時代のそれにはゞ依つてゐるから、こゝには割愛した。一部近世初の書写或は刊行の本に及んだのは、それは前代の遺風をとゞめ、且つ江戸以降に移る過程を示すからである。

憲法享受史の研究に欠くべからざる資料に各時代に撰述された憲法注釈書がある。その代表的なものは「聖徳太子全集」第一巻に翻印されているが、未刊本中翻印したいものもあつたが、今回は割愛した。その代り本解題中に注釈書に関しては、比較的詳細に言及して欠を補つた。上記の如く、今回の発表は今後の研究の基礎資料を学界に提供することを主眼としたので、その考証断案論評は殆ど省略して、こゝに翻印せる資料使用に際して読者が必要とする注記事項程度の解説にとゞめた。

十七条憲法全文の溯り得る最も古い本は、周知の如く日本書紀に掲載された引文である。此に次ぐのは聖德太子伝曆所引文である。現存の憲法単行本のいずれももとはこの両書のいずれかに原づいている。従つてこの諸本対照に採択せる本も便宜上この三種に分類し、以下の解題もそれに応じて説明することにする。たゞこの第三の憲法単行本というのは厳密に言えば適当な術語ではない。憲法のみ一部の単行になつてゐる本もないではないが、その多くは或は注釈書であつたり、或は太子の名に仮託乃至は付会せる、四天王寺縁起・四節願文・太子（御廟石）起注文・松子伝・聖德太子碼頭御記文・聖德太子未来記・聖德太子御記文・徳失鏡・聖德太子御製作五十八ケ条の中のいずれかと合綴されてゐるものが多い。また室町時代以後は、憲法・御成敗式目は教養・教訓書として普及したので、式目と合写されてゐるものもある。従つて憲法単行書と称すべきではないが、他に適当な語が思い浮ばぬので、便宜上憲法単行書と呼ぶことにする。書紀・伝曆所引以外のものという意味にとつて頂きたい。このうち伝曆並にその注釈書については、私は昨年太子一千三百年御聖忌記念出版の聖德太子研究会編「聖德太子論集」（昭和四十七年・京都市平楽寺書局刊）に寄稿せる「室町以前成立聖德太子伝記類書誌」に論証を試みたので、記述がそれと重複し、詳細は此には省略した。日本書紀の如く先学の研究の多いものは説明を簡にし、従来考証の乏しい書には本解題としては必要以上に言を費した所がある。書名の下に略称を記した本はこの訓読並に校異に採択せる本である。この訓読並に校異の版下原稿ができ上つた後で、新に気づいた本があり、調査を行ったが、法隆寺蔵伝曆以外は残念ながら追補ができず、解題と校勘記に於てのみふれた。但し訓としては掲出本以外に特に新に追加を要するほど独自のものはない。

本調査並に「諸本対照十七条憲法訓読並校異」については、貴重なる秘笈の閲覽と複写撮影を御許可賜つた所蔵者各位

の御芳志のおかげに負う所極めて多く、謹んで感謝の意を表する次第である。

一 日本書紀(卷廿二推古紀)所引本

東洋文庫(岩崎文庫)蔵〔平安〕写本(略称「岩崎」)

卷廿二・廿四の両卷を存し、寛平延喜頃の写と見られ、朱筆のヲコト点・句点、墨筆の訓点・声点が詳細に付され、本文の書写年代は、平安初写の田中本(卷廿二は欠)に次ぎ、付訓本としては書紀諸本中最古の鈔本である。訓点とはほゞ三種から成り、第一次の朱ヲコト点・墨訓は平安中期末一条天皇の頃と推定され、等二次朱ヲコト点・墨訓は院政期と思われる、第一次点の上に重ねてうった箇所もある。第三次墨筆訓点は卷末に「以卜部家本校之(花押)^(兼良)」とある如く、一条兼良が卜部家本を以て校合書入せるものである。従つてこの第三次の訓・校注は次の吉田兼右本と一致する所が多い。本訓読表に於ては、各次の訓を識別せしめる為に、岩崎本に限つて「岩崎Ⅰ」「岩崎Ⅱ」「岩崎Ⅲ」として、別々に並列して掲載することにした。

北野天満宮蔵〔平安後期〕写本(略称「北野」)

廿八冊(卷二・一四欠)は院政時代・鎌倉時代・南北朝時代・室町時代・江戸時代と書写年代及びテキストを異にする取り合せ本で、神祇伯家資継王の蔵であつたが、後に平野神社卜部兼永の有になり、後転々として元禄時代北野神社に奉納された。卷廿二は院政時代初期の写本類に属し、その頃の朱筆のヲコト点(紀伝点)・句点、墨筆の訓点、校合注等の書入が入っている。この院政時代書写本類は古本系統であるが、それ以外の巻は卜部本の系統である。

宮内庁書陵部蔵〔平安末鎌倉初間〕写本(略称「書陵部」)

卷二・十・二十一・十七・廿一―廿四の存十二卷。各巻筆写年代を異にするが、鎌倉後の卷二を除き、多く院政時代から鎌倉初間の写。卷廿二推古紀はほど前掲北野本と同系。朱筆ヲコト点（紀伝点）墨筆訓点が附さる。

天理図書館蔵天文九年卜部兼右書写校合本（略称「吉田」）

卷三以下卷卅に至る廿八冊。卷卅末の天文九年十一月の吉田兼右の奥書や各巻の奥書によれば、大永五年累代の卜部本を紛失したので、三条西実隆が永正十年十一年に書写せる卜部本を重写し、卜部兼致本・禁裏本・一条兼良書写卜部本と対校し、不審の所は日本紀決釈・字訓抄等によって正改したという。その他北野系の本との対校注や養老私記・日本書紀私記等の訓説も書入されている。朱筆のヲコト点・句点、墨筆の訓点が精密に附され、別訓・校合注の書入が甚だ多い。卜部本を底本としながら、本文・訓説両面にわたって周密な対校を加えたこの本は、書紀の殆ど全巻を存し、豊富な訓説を遺している。卜部家が学者として頭角を表したのは鎌倉時代であるから、卜部本は元来王朝以来の古くから伝承された或る一定の本文・訓説を純粹に伝えたというよりは、諸本を独自の見解を以て校定し、諸家の訓説を折衷して加点せる性格を有する。従ってこの兼右本はさらに諸点本を広く参照し、それを伝えた功績を有するが、他面その古態の純粹性を損って、変容混淆の弊を来していることも免れない。

内閣文庫蔵〔近世初〕写本（略称「内閣」）

永正本とも言われ、前掲兼右本の底本となった、永正十・十一年三条西実隆が卜部家本を書写せる本の慶長頃の重鈔である。朱筆のヲコト点・句点、墨筆の訓点が附され、校注の首書がある。たゞ実隆本に欠く神代巻は卜部兼夏本によっている。慶長十五年古活字版は此によつたらしく、現行流布本の祖本となっている。

〔寛永頃〕刊本・同寛文九年修本（略称「寛文版」）

慶長十五年跋刊古活字版（無訓）は、洛陽野子三白が三条西実隆本に基いて校定翻印し、書紀三十卷完本の最初の刊行であった。寛永頃それを覆刻し、卜部本系の訓点を附刻した整版本が上梓された。その板木を使用して、刊記を追加する為に、三白の跋文の葉を改雕して、寛文九己酉年正月吉辰の年記と武村市兵衛昌常以下四名の刊行者名を入れたのが、現行流布本の所謂寛文版である。寛永頃の整板本と別版の如く言われているが、同版修補である。この板木は以後江戸時代を通じ随分後まで使用されて、刷印を重ねたので、その間幾次かの修補が加えられ、訓点等に小異が見られる。また江戸後期の覆刻もある。憲法の箇所でもその出入異同に気づいたが、所謂寛文版の修補刷印については実際に諸本を比較対照せる調査が未だ行われていないので、残念ながらはつきりしたことは言明できぬ。こゝでは修補のない覆古活字附訓本を掲出した。

二 聖徳太子伝暦所引本

伝暦の現存諸本は厳密に言えば、字句の異同が相互にかなり多いが、大きな意味で大差のある異本は存しない。しかし伝存諸本を大まかに類別するならば甲類本と乙類本の二つ、それに故藤原猶雪博士が提出された所謂原撰本の三つに大別される。甲類には比較的古い鈔本が此に属し、乙類本は寛永刊本を代表とし、比較的書写の降った鈔本の系統である。甲・乙両種本の形の上での差の大きな目安は、本願縁起・暦録・七代記等の引用書の引文が大字本文になっているか、小字双行の注文になっているかにある。伝暦の伝存本は殆ど全てに詳細な訓点が附され、古訓の名残りをとどめているものが多い。従来伝暦として引かれているのは、乙種の寛永刊本か日本仏教全書本で、その古本に属する甲類本は国史大系本に至るまで校勘に殆ど使用されていないから注意を要する。

宮内庁書陵部蔵〔鎌倉〕・貞応二年写本二卷一軸並一冊（略称「伏見」）

伏見宮家旧蔵。上・下巻は元来夫々別本であつたのが、今一具に配されている。上巻は卷子装。下巻は両面書の冊子装。下巻末に「貞応二年^{癸未}五月七日書写了」本云／永久元年九月一日以黒移点了并本所无之文等付／注附或本了沙門賢仁」なる貞応二年の書写奥書と永久元年の本奥書とを有する。上巻には奥書はないが、貞応を下らぬ頃の鎌倉時代の書写にかゝる。共に詳細なる墨筆の訓点（紀伝本の「なり」のフコト点が付されているが、此は送假名の「ナリ」の補助符号と見なすべきか。）・四声点並に異本との校合注が書入され、現存本中書写年期の明かな最古本である。下巻末に「法隆寺金堂中尊光後銘文」（以寛玄律師之本写之）を附記する。東大史料編纂所にこの影写本がある。

書陵部蔵〔江戸〕写本二卷一冊（略称「統類従」）

和学講談所旧蔵。「統羣書類従百八十九下」原本。他の諸本は推古天皇十五年までを上巻、以下を下巻に分つが、この本は十四年を以て巻上の終りとする。巻上尾に「長寛三年六月十一日六ヶ度交点了／借住^{右側ニアリ}円舜之」、巻下に「永万元年六月十九日書借住円舜」の本奥書を移写し、全巻に黄筆のヲコト点、朱墨両筆の訓点・校注の書入が多い。この黄筆点については巻上末に、「黄土点本長保六年甲辰三月七日書写点了之」「本有有猶卅七歳^テ上帖」／嘉応三年二月十一日点了／黄土高名点也」、巻下末に、「永久元年九月一日以墨移点了并本所无之文等付注附或本了沙門／抑賢仁自去歳冬比沈於重病之患弥留既以大漸猶于今者人□□不／遂除念仏外尤無益也雖然皆学仏法□□是上宮王之恩沢也閑思□□□□涙／難禁仍為報彼大恩方点此□□曆□□太子垂□□□□一仏□□□□」醒醐三密房与□□頼大納言木工頭敦高／三人読点也黄土点也寛弘元年八月廿一日書本」と。この交合点本の祖本の本奥書（誤写があつて識読し難い）によつてそ

の由来をほゞ知り得る。写本は写しは新しいが、その祖本が使用せる黄土点本は現存本中年代が最も古い。たゞ本写本は原鈔本から幾次かの転写を重ねた写本であるから、かなり旧形から外れていると思われる、黄筆のヲコト点には多少点の位置にずれがあるようである。この本は奥書から推察されるように前掲の貞応書写本と近縁関係にある。活版本統群書類従本は原訓点を全て省いてある。

彰考館文庫には藤貞幹が寛政八年に二条法眼所持本を以て校合書入を加えた寛永五年刊本が蔵される。二条法眼蔵本はこの永万元年円舜奥書本で、貞幹は校合識語も移写し、また表紙・本文首尾の臨写を附綴している。それによれば「興福寺東院」の墨書、表紙に「伝領訓賢／伝領覚範／借住円舜」の墨署がある。この永万奥書本系の写本は他に東京大学附属図書館蔵（南葵文庫旧蔵）〔江戸末〕写本二冊があり、統群書類従原本にある印本との朱筆校字も移してあるから、和学講談所本の重鈔であろう。訓点黄土点も附してあるが、書陵部本に比し簡略で、校合識語は移写されていない。残念ながら、この系統の本は江戸末の写本のみで、旧鈔本が発見されていない。

徳島本願寺蔵乾元二年写本二卷二軸（略称「徳島本願寺」）

卷子装。上卷末に「乾元二年癸卯初四月廿六日 於法隆寺西室第六坊申時許／書写了師カ筆□惠巖／為出離生死頓証菩提乃至法界／衆生平等利益耳」の書写奥書、下卷末に朱筆の「已上朱点法隆寺本、以了了／応永八辛巳二月廿一日於□□写了」なる加點識語を有する。また安政六年の東都竹林宝持院堅雄の改装補修識語及び元治元年の菩薩近円竹林陰遁知息の施入識語がある。全卷に亘って精密な訓点が附され、その訓点は墨筆の訓点、別手の朱筆の送仮名と声点清濁点（仮名にも朱声点あり）から成り、また音義校合注が書入されている。墨訓点は時代を異にするほゞ三手から成り、朱訓点は奥書の示す如く応永八年のそれであろう。また紙背には本文と同時頃の筆を以て、古徳伝・一卷伝

(明一)・巡礼記・南岳思禅師伝・大唐衡嶽高僧伝・宝鑰注・扶桑記・大同縁起・倭国巡礼記・日本記・七代記・文選・一切経音義・新楽府・沙門定海補闕字勘文・日本靈異記・論語疏・勝鬘疏(元曉)・西域記・勝鬘法窟・上宮王疏・善光寺念仏記・桂苑珠藁抄・東山抄・昌題集・礼記・鏡水抄・玉篇・法花大意・法花甫正記・叡山霜月念起・年代記・明達律師伝・最勝王経・元興寺縁起・古今注・両卷疏・後漢書・法隆寺縁起・無量寿経・六角堂縁起・断罪雜抄・病患論・随聞義・世風記・名例律・薩婆多部律抄・大般若経・法界次第・有年代記・或講式・三輔黄圖・広志・法花玄賛・法花玄賛要集・求約(沈)宋書・韓詩外伝・倭漢年代・上生経疏・三教指帰・勝鬘経疏義私抄(明空)・薬師経疏・勝鬘経御製疏等の多数の和漢の内外典よりの引用を抄録して勘注をなし、間に「私云」「愚案」「或説云」や音義注、訓説の別訓を交えて詳細を極め、引書の中には逸書を含み極めて注目すべきである。伝暦廿六年の条に引用された「大唐伝戒師僧名記伝云」の文中の「又天台智者大師隋帝和上冊餘年」についての紙背注に「常本(ナ)三十余年トアリ今校合(スル)律行事抄資持記中(ニ)四十餘年トアリ仍直之畢(ト)今正和元(壬)七月(十九)六日校了(ト)談義処法隆寺北室校主惠嚴」と記してある。顕真の「聖徳太子伝私記」(古今目録抄)上に「二卷伝(伝暦を指す)裏七代記者、先(イ)生六生唐土、此生、一生日本(ノ)都合七代云々此不可(レ)然(ル)已云大唐七代記不可(レ)加(フ)日本又計者唐土卷(ニ)七代、即安厚(ト)表白見」とある。この裏書は本鈔本の裏書にもある。従つて本鈔本の裏書も先行のそれを移写したもので、本鈔本の手鈔者が自ら輯したものであるまい。本鈔本のテキストは大体甲類本に属するが、間々乙類本に合致する所もあり、少しく混合的な要素を含んでいる。

興福寺藏徳治二年写本二卷四帖(略称「興福寺」)

折帖装。上卷末本文同筆の奥書に「文永肆年(丁)十一月廿二日於定林寺書之(ノ)筆師慶重生年卅八」于時徳治二年(丁)五

月廿九日已尅於菩提寺往生院道場書早結緣執筆修行者良巖／德治二年六月二十三日校点終功既畢／校合于多本加 points 兩卷畢但古点□／紕繆或難可為指南專尋字書添削／日本兩得則並存異說未詳則直任古／說豈敢臆說來者詳焉不顧魯丹之愚／頑偏慕斑鳩之聖敏方今汗与筆下渡將点争而已、下卷末に「于時德治二年五月廿六日於菩提寺往生／院已尅書写了執筆脩行者良巖」「德治二年六月十日校勘多本奔偽採真定彼／從此又有輒添削猥裨補偏感聖德之感也／何難賢才之難今且受皓首辟衣／之誅加魯丹／荒蕪之点豈非感老学之志忘炎暑劳哉（花押）」と。墨筆の訓点、校合注の書入が附されている。

真福寺藏觀応元年写本卷上一冊（略称「真福寺」）

表紙に卷上下とあるが、今下卷は失われている。卷上は十四年に終り、尾題に「聖德太子伝曆卷上下」と。卷末奥書に、「承元四年庚午十二月午剋書写了心貞／此志非名利愛業以偏書写功生々世々值遇大聖為上／求菩提下化有情也惣者自始過去二親至于乃至六趣／四生群類平等利益也」觀応元年庚寅五月二日於中州地藏院／以一夜松之專学房之御本書写之了／僧淳円之／同三日点耳」と。（朱筆）朱墨両様の訓点朱の四声点濁点が附され、別訓校注の附記が多く、前掲伏見宮家旧藏本・統群書類従本（特に別訓が）と一致する所が多いが、間々乙類本と合致する所もある。

天理図書館藏（鎌倉末）写本二卷二冊（略称「天理甲」）

粘葉装。下卷第卅五丁以下寛永刊本を以て補写。上卷末に起注文等を附記。卷末に天保四年雲華院大舎がこの東寺觀智院藏本を院主海宝僧正より附属された旨の手跋あり。「聆濤閣鑑藏記」「岡田真之藏書」印あり。大倉精神文化研究所に本鈔本の影写本を蔵す。

法隆寺藏觀応二年秋仲甚書写本二卷二軸（略称「法隆寺」）

金界の卷子装。上卷末書写奥書に、「觀応二年^卯仲春下旬比於法隆寺別院／上宮王院北室北面寮写之訖願以伝記書／写之功必為太子值遇之縁 右筆仲甚」、下卷末に、「觀応二年^卯初夏上絃候於洛陽中御門／町光林寺□□写之訖願廻一筆之微功速／成二利之大行而已 右筆仲甚」と。墨筆の送仮名、朱筆の返点・音訓連続符が附され、墨筆の送仮名には、本文同筆の外に薄墨のやゝ後筆（左旁記の別訓校注、四声点・濁点に多し）が交り、また少しく朱筆の校字旁記があり、下巻紙背に本文同筆の勘注三条が存する。この本は古くから法隆寺に伝つたものでなく、大正八年に市場に出たのを、故内藤湖南博士・黑板勝美博士等を始めとする有志の募金により購入施入されたもので、その奉加帳一卷が添えられている。

西本願寺藏文明四年写本二卷二帖（略称「^{西本}願寺」）

折帖装。上卷末奥書に、「連々所持之志在之処於南都不慮感得之畢偏頼 上宮／雷靈之哀憐而已／天文十八^己歳十一月廿九日天台秀英（花押）」、下卷末に、「本伝云／保安五年三月十三日書了僧莊巖／以同十四日点了是法隆寺本也点師僧文朝但点本者石見入道并／守朝已講被点之本薬師寺／前律師御房被点撰御坐本以点写耳」忘長二季^壬季春八日末刻書写早／庶以此筆功力者不離上宮生々／世々如影随順在々処々為諸／衆生善友知識一々度遙五／十六億七千万歳、慈民下生者／共衆生見仏聞法矣／金剛仏子（梵字）」致此伝曆之写功者当寺第十六世／住持靈波長老存命之時此料紙／雖被物置有本来仏果之唱／以降積星霜成軽塵云遺弟比丘印秀迎御／忌為報恩謝德特者為先師得脱／豊浦寺宝藏寺外不出御本申出／於橘寺五室書写早／伏願烈上宮法皇之族弟輩共昇三／菩提之覺夢而已／昔文明四年^壬七月七日／仏子印秀』多年持念之本望以於南都／不思議感得之畢頼 本願雷靈／乘二世照覽而已／天文十八^己歳十二月廿九日天台秀英（花押）」と。送仮名にはやゝ後筆の別手が僅に加つている。この本は藤原猶雪博士の所謂保安五年書写加点を祖本

とする豊浦寺本の旧形を示すと思われる唯一の現存伝本である。

東北大学附属図書館（狩野文庫）蔵応仁二年写本二卷二軸（略称「狩野」）

卷初・紙背・卷末に「法隆寺／律学院／御経蔵」の墨印。上卷末奥書に、「于時延文第二曆仲夏下旬候今年潤月相

当／伝之間依不所持馳筆訖 五師重懷六十三」（写本云） 応仁第二曆（写本云） 八月（西）廿五日（子）于法隆寺／普門院書写之訖雖有老筆之憚

依堯順房／所望如形移之了 権律師寛清（年七十一）戒（五十六）、下卷末に「于時延文第五曆仲夏下旬候今年／潤月分相当伝之間依不

所持馳筆訖／ 五師重懷六十三」于時応仁第二曆（写本云） 九月九日於法隆寺／普門院書写之訖琳清堯順房為所／望之間且為

聖徳法皇恩徳報謝値遇／結縁且為後学稽古紹隆三宝利樂有情乍憚拭／老眼如形奉移之畢 此伝書写 第五度目／右筆権

律師寛清（年七十一）戒（五十六）、南无日域元祖上宮聖徳法皇内証救世大慈觀音菩薩」と。朱筆の返点、墨筆の送仮名が附され、少し

く朱筆の校合書入がある。大日本仏教全書所収本の底本。本鈔本は甲類本であるが、七代記本願縁起等が一部小字双

注になり、又字句にも往々乙類本に近くなっている所があつて、甲類が乙類に移り行く一種の混合本である。

高野山宝寿院蔵文明六年写本二卷二軸（略称「高野山」（宝寿院））

表裏両面書卷子装。各卷末に和文の音義注を附し、下卷末に四天王寺勘注聖徳太子御墓所事等を抄録。卷上末奥書

に、「文明六年（甲）十月廿四日於高野山谷上多聞院書之／ 住持重義（泉慶坊）七十九才」、下卷末に「文明六年（甲）十一月十八日於高野

山谷上多聞院上下二卷書之／ 住持重義（泉慶坊）七十九才」と。墨筆の訓点を附す。

大東急記念文庫蔵天文十一年写本二卷二冊（略称「大東急」）

狩谷掖斎・伴直方・木村正辞等旧蔵。上卷末奥書に、「于時天文十一年（寅）二月廿六日於摂州欠郡／四天王寺東僧坊

借住永遷依所望不顧惡筆／染笔端了若後代々殘者披見之次念仏／一返御廻向頼入而已／ 当寺住天台真言兼学沙門／

常順法師四十三才／持主借住永遷」、下巻末に御廟石記注文・空海の証得三地記・太子五常語・天王寺守護一十五所本
地垂迹等を附記し、次に「筆者借住常順四才／持主借住永遷」と墨署。朱引・墨筆訓点が附さる。

四天王寺藏慶長十一年写本二卷一冊（略称「四天王寺」）

巻首に「平等心王院」印。上巻末奥書に「慶長十一年結一夏於嵯峨清涼寺奥院地藏院／畢隨而行事休息之間摸写之
者也一校了」、下巻末に、「墨点早」慶長十一年午丙九月廿七日写功畢 賢海六九有一藏」と。墨筆の訓点四声点濁点が附さ
る。

岩瀬文庫藏「室町」写本二卷二冊

外題に「聖徳太子伝抄」と、内題に「上宮聖徳太子伝等抄之一卷伝平氏伝補闕伝等或
蜜注秘文等目多也少々注之」と題する如く、伝暦全文と四天王
寺縁起・大唐王代記起注文その他の關聯資料を抄録し、「今私云」の案語を少しく附したもので、たゞ太子誕生年
については「但於誕生并夢年者依此伝一不抄之オチ頼餘伝蜜注一記撰之於自餘細事者多分用之抄注之一処也」と云う如く、
伝暦の各年干支のみは、冒頭の夢の年を「元年壬」、誕生年を「二年巳癸」に作り、以下その順に更改してある。墨筆
の訓点、朱筆の声点が附され、少しく朱筆の書入がある。穂久邇文庫にこの本の影鈔本が架蔵されている。

(ロ) 伝暦乙類本

東大寺図書館藏文明一六年写本二卷二冊（略称「東大寺」）

表紙に「東大寺印」の朱印。上巻末奥書に、「一校早」于時文明十六年辰甲五月日於南都五智光院北坊閑窓染禿筆了／
比丘実英」、下巻末に「一校了」于時文明十六年辰甲五月日於南都五智光院北坊閑窓染禿筆記 比丘実英」と。上巻
後表紙裏に享保十一年の伝領識語がある。朱点朱引墨筆訓点が付されている。

東大寺図書館蔵明応二年写本二卷二冊（略称「東大寺」
明応）

上卷末奥書に、「明明応二年癸七月十三日談義結願読師舜海五師／此伝者願順得業筆為仏法結縁恐申也主禪慶」と。
上下巻末に後代の筆で「太子伝上下巻／奉寄付英訃法印所也／九州肥前国黒髮山住玄純」なる施入識語がある。朱筆にて加點さる。

北野天満宮蔵〔永正十七年〕写本二卷二冊

下巻尾に「自壬午入滅永正十七庚迄八百九十九年也／自癸巳誕生永正十七迄九百四十八年也／六十六代一条院自正曆三年壬平朝臣基親作／至永正十七年庚迄五百廿九年也」という本文同筆の識語が記され、朱筆音訓連続符墨筆訓点が付されている。

内閣文庫蔵〔近世初〕写本二卷二冊

各巻首「紅葉山本」印。慶長年間徳川家康が採進せしめた本で、近藤正斎「右文故事」卷一（御本日記〔附注巻上〕）に「〔附注〕按二本光日記ニ慶長十九年十月二十九日伊賀殿内近藤源左衛門来本国寺より太子伝式冊要法寺より扶桑集六冊持参トアリ即板倉伊賀守ノ採進本ナルヘシ又按ニコノ書俗ニ平氏伝ト云フ平基親ノ撰ナレハナリ基親ハ従三位兵部卿元久三年出家ト補任ニ見ユ本国寺ハ洛陽五条ノ南ニアリ日蓮宗ナリ」と。

天理図書館蔵〔室町後期〕写本二卷二冊（略称「天理乙」）

上下各々別筆の取り合せ本。上巻は厚手楮紙仮綴無辺無界であるが、下巻は白界を設け厚手楮斐交漉紙両面書粘葉装。下巻には内外典よりの引用が行間に傍記されている。上巻末奥書に、「本云／于時文龜二年壬十二月日於法隆寺脇之坊／雖惡筆憚多為自他結縁翰染早永舜／敬田院住於院家僧坊 大納言」と。本鈔本の上巻は乙類本であるが、

下巻は少しく乙類に合う所もあるが、乙類の注文の多くが本文になつてゐる等大体は甲類本に属する。尾題の左右に、嘗て藤原猶雪氏が紹介せる菅原為長本の奥書（藤原氏引文と少しく出入あり）が、次の如く本文とは別筆を以て移写されている（後述参照）。但しこの鈔本の本文は藤原氏の紹介された為長本ではないから、左の文はこの本元来の奥書ではなく、参照資料として引載したものであらう。

太子平氏伝作者之事古来不知菅原為長自筆平氏伝奥書曰／是堤中納言兼輔卿之撰也云秘藏事也此太子伝今高辻家在于／平中納言太子伝古本奥書曰延喜十七年九月藏人頭兼輔撰／又曰此書本兼輔卿貫首之時所撰也云按兼盛者光孝天皇曾孫／篤行賜平姓其子兼盛也兼輔者延喜十八八廿八補藏人頭後任／中納言右衛門督承平三二十八薨世号堤黄門是也今度応尹宮／所望清書此伝加愚点者也

寛元二年八月 為長 此書堤中納言兼輔紙廿丁斗書／編残ノ書ナリ平兼盛統也以為太子／伝題平中納言太子伝者以桓武帝後胤／平中納言以所持本為長写之故不忘／其本書平中納言太子伝曆云

国立国会図書館蔵〔近世初〕写本一冊（略称「国会甲」）

巻頭遊紙に「山城国／大秦／広隆寺」、本文首尾に「広隆寺／摠持院」の印。巻頭「聖徳太子伝曆一卷分成下」平氏撰」、巻尾に「聖徳太子伝曆卷下」と題するが、実際は巻を分けていない。平氏伝雜勘文や日本書紀等よりの抄録を遊び紙や眉上に注記する所がある。

国立国会図書館蔵〔室町後期〕写本二卷二冊（略称「国会乙」）

向山黄邨旧蔵。

米沢市立図書館蔵〔近世初〕写本二卷二冊

卷末に「太子馬腦記文」「太子末世起文」(末に「右此兩起文者勝定院義持將軍自天王寺申出／於京都末世之事流布之畢」と注する)を付記する。朱点朱引朱筆返点、墨筆訓点が付さる。

四天王寺藏〔室町後期〕写本卷上一冊

朱筆の返点・音訓連続符・声点・濁点、墨筆の送仮名が付され、訓点等は寛永刊本に諸本中最も近い。石上神社旧藏。

寛永五年刊本二卷二冊(略称「寛永版」)

広く流布通行。卷末奥書に「右太子伝者於和州法隆寺一校畢」と。奥書の次に刻された刊記に「寛永五年八月日板木屋勝兵衛開板」とあるのと、板木屋以下が「野田庄右衛門」となっているものとの二種がある。共に同版であるが、板木屋の方が先で、野田の方が求板の後印本である。

寛文十二年刊本二卷五冊

外題「評註聖徳太子伝暦」、版心「首書太子伝」と。伝暦本文は寛永五年刊本を訓点と共に踏襲する。但し明かな誤刻は訂正してある。詳細な評注を付した所謂蠶頭本で、この首書は主として玉林抄・集要抄に拠り、要領を得て、室町以前の伝暦注釈の大略を簡便に知ることができる。刊記に「寛文十二壬子年四月吉旦／五条橋通塩籠町丁子屋／吉田五郎兵衛尉刊行」と。

(ハ) 伝暦普家正本(藤原猶雪校)復原本

故藤原猶雪博士は、東京大震災で焼失せる東大図書館藏釈蒙潮手校「太子伝傍註」なる室町末近世初間写本を基礎にして、該本に対校書入された普原為長手写本を以て、後世の竄入を含まぬ伝暦の原形を示す正本と断定し、且つ

菅家本の奥書から藤原兼輔を伝暦の撰者と推定せる考証を付し、蒙潮本の書入によつて菅家本を復原校訂せる「復聖徳太子伝暦」(昭和二年・東京・聖徳太子奉讃会発行)を公刊された。爾来博士の説は現学界では有力となり、復原本は博士の解説編校になる「聖徳太子全集」巻三にも昭和十九年重刊され、また雄山閣発行の雑誌「古典研究」二巻二号(昭和十二年刊)付録「十七条憲法並聖徳太子御伝集」(圭室諦成編)にも収められている。

焼失東大本の底本となつたのは、豊浦寺宝蔵本を文明四年印秀が書写せる本(前掲の西本願寺蔵本が此に該当)を比曾現光寺(今の比蘇寺)の可空が伝写せる本で、それに洛東安井門跡文庫本(青筆)・南都阿弥陀寺本(朱筆)を以て校合を加え、更に蒙潮が菅原為長寛元三年書写本を以て校合書入(紫筆)を施した校本である。博士はさらに伏見宮本(書陵部現蔵)、流布本の代表としての大日本仏教全書本を以て対校された。その結果の主要点を挙げれば、伝暦の主要引書の「曆録」「七代記」「本願縁起」等の引用が伏見本は殆ど本文に作り、菅家本を除く他本は或は本文或は注文に作るが、菅家本はその引用が絶無である(ちなみに乙類本は悉く注文となる)。従つてその引文はもと追記の注文であつたのが、後に漸次誤つて本文に竄入されたもので、菅家本はその原形の旧姿をとどめる正本である。この推定の論法を導いたのは伝暦成立年の下限推定の問題である。即ち伝暦には寛弘四年(一〇〇七)金堂内から求め出されてから世に弘つた本願縁起が引かれているのに、一方此より廿餘年前の永観二年(九八四)に源為憲が撰述せる「三宝絵詞」には既に「平氏撰聖徳太子」の書名が引かれている。この奇態なる矛盾は「本願縁起」等は後世の追記と看做すことによつて解消せしめることができるからである。博士をして菅家本を伝暦の原形本と断定せしめる動機たらしめたものは伝暦成立年代の下限推定に都合がよいという一点に帰する。

また博士は為長本の左の奥書(ほぼ同文が前掲天理圖書館蔵本に引載)から、著者を藤原兼輔と断定された。

古本奥書云延喜十七年九月藏人頭兼輔／撰 又云此書平〔平〕の字に見酒を附し、左に「本」と旁書 兼輔貫首之時所撰也／云

按兼輔〔輔〕の字に見酒を附し、右に旁書 者光孝天皇曾孫篤行賜平姓其／子兼輔〔輔〕の字に見酒、〔盛〕の字を右旁記 也。兼輔者 延喜十七八廿八補藏人頭後

任中納言／右衛門督承平三二十八薨世号堤黃門是也今度／応尹宮所望清書此伝又加愚点者也

寛元三年八月 為長委在撮要講要〔復原本卷頭〕
〔口絵に拠る〕

博士の説が甚だ根拠薄弱であつて現段階の史料を以てしては成立し難いことは、前掲の「室町以前成立聖徳太子伝記類書誌」に於て、筆者は批判したから、こゝに詳述を省く。その要をあげれば、本願縁起がその奥書通りに寛弘四年初めて出現したという伝えを必しも固執する必要はなく、続群書類従本に附された長保六年加点的黄土点が同本所引の本願縁起にも附されているから、同縁起所引の現行伝暦が「三宝宝詞」に引かれても、何等支障がない。博士の復原本によつて菅家本を考察すれば、この菅家本は甲類ではなく、乙類とも多少字句に出入はあるが、大きく言えば乙類に近く、言わば小字双行の注文のない乙類本と言つてよい。甲類本は書写年代或はその祖本の年記が古い本で、乙類本はいずれも室町以降の本で、鎌倉以前に溯る写本は伝存しない。大体甲・乙の差は形の上では、本願縁起等の主要引用書の引文が大字本文になつているか、小字双行の注文になつているかである。甲類でもその本文の形態が書写年記の古い本（伏見宮本の如き）は本文に作り、それに次ぐのは（阿波本願寺・西本願寺本の如き）改行大字本文に作り、降つて或は改行低一格大字、最も降る写本は改行小字本文に作つている。この引用文は伝暦本文から見れば注的な性質のものであるから、漸次純然たる本文とは區別して記載され、乙類本に至つて小字双行の注として本文に挿まれるに至つたと考へるべきであらう。現存諸本の比較の上では餘程異例の事情が存しない限り、普通では注文が後世謬つて本文に竄入されたという博士の推定は成立し難い。由緒伝来の明かな古鈔本が新しい形で、室町後期に現

われる伝来不明の比較的新しい写本にのみ旧形が伝えられているのはいかにも不自然で、書誌上異例にすぎる現象である。

伝暦の内容文章は旧記や先行の太子伝の諸書の文を摺捨輯纂した恰好気味合いが濃厚であるから、暦録・本願縁起・七代記等を本文中にそのまゝ引用する方が自然である。また伝暦は甚だ和臭の強い漢文で、漢文語法上の正格にはまらぬ誤謬を往々犯している。甲類と乙類の上で目立つ字句上の差異の特徴の一つは乙類でその誤りが比較的訂され、菅家本は乙類よりさらに正されていることである。此は後人が伝写の過程で不注意に訛り誤写を犯したという性質のものではない。意識的な要素がある。此は乙類は後人が甲類に手を加えて整齐した本であることを意味するのであるまいか。こう考えて来ると菅家本は伝暦本来の文のみを残して、注的性質の文を削除した後人の整齐本で、寧ろ却て後出本たることを示すものではないか。なお主として伝暦に依ったと思われる太子伝を引録する「政事要略」「本朝月令」等の伝暦成立後さほど距てぬ平安朝成立の諸書がいづれも現行本伝暦を使用したと見られる本文を有していることを飯田瑞穂氏は指摘している（『政治要略』所引聖徳太子伝についで、中央大学紀要史学科十六号）。

藤原兼輔撰者説は、上記の爲長本の奥書がその根拠であるが、その文章の表現には爲長自身が兼輔説に疑惑を抱いていたことが看取でき、単にこの奥書のみを以て断定することは軽卒に失する。

伝暦伝本中所在が判明していながら、筆者が眼福を恵まれぬ本は、内藤湖南博士旧蔵武田家現蔵元徳三年写本、法隆寺蔵の承応二年写本・卷子装写本・卷子装写本・〔室町〕写本・延宝七年識語写本、高野山正智院蔵正暦三年本奥書写本、成實堂文庫旧蔵〔室町〕写本（巻下欠）である。刈谷市立図書館蔵写本・高野山宝城院蔵写本の如き板本と殆ど変らぬ江戸時代写本類の如きは紹介を省略する。

三 単 行 本

三千院藏承安三年写（文治三年加点点追記）本一卷（略称「三千院」）

卷子装。紙背に「梶井門跡」の縫印あり。首を欠き題名不明。四天王寺御手印縁起（「常陸国行方郡」の行より存す）・十七憲法・四節文・聖徳太子御廟注文の三篇を収める。卷末奥書に、

承安三年三月廿二日寅甲 為過去父母妻子ノ等成仏得道終書写功了ノ散□惟宗季重本名忠行

（朱筆小）已上十七憲法并四節文等以別当□□仁本加点了ノ文治三年八月五日

墨筆のヲコト点（紀伝点）・訓点・声点が附されている。憲法は「製憲法十七条手書奏之十七憲法」と前書があり、末に「天皇大悦群臣各写一本キニ讀キ伝天下云々ヲコト点を平（仮名にて翻記）正本在法隆寺綱封御倉之ノ私云賢敵格云推古天皇十二年子甲上宮太子親作ノ憲法十七条国家制法自茲始」とある。伝暦系統に属する。

陽明文庫藏建長四年釈宗性手写本一冊

厚手斐紙両面書仮綴。表紙に「太子十七憲法等并当麻寺縁起ノ権大僧都宗性」と題署。首に、「太子御生年三十三歳肇制憲法十七条手書奏之其状云」と前書し、末に「天皇大悦群臣各写一本読伝天下天下大悦」と、即ち伝暦本系。次に「起注文」「大鳥部文松子之伝云」を写し、末に宗性の左の識語を存す。

建長四年九月十二日參詣太子御廟之時借請彼住侶ノ之本写取之畢彼所写取之本紙筆殊狼藉之間今重所ノ清書也仰願今參詣之功有誠此書写之勤不空求捨離ノ惡趣之業果迷託生淨刹之花台見仏聞法濟生利物焉ノ太子聖靈正満我願矣于時同年同月二十二日時申於東大寺尊勝院中堂東廊ノ記録之畢ノ右筆華嚴宗末葉法印宗性ノ年齢五十一ノ夏臘三十九

次に紙を改めて「当麻寺縁起」を写し、末に建長四年九月廿二日の宗性の識語（省略）がある。

弘安八年刊十七条憲法

法隆寺・慶應義塾図書館等蔵。首行「十七条憲法 上宮太子作」と題し、卷末に「入道大納言家ノ奉施入 十

七条憲法 / 右文者依為本願聖靈御作ノ有祈念事開摸所施入如件 / 弘安八年三月 日」の陰刻刊記が附されて

いる。開板施入の入道大納言家を国史大系日本書紀の解説は入道右府花山院定雅となしているが、定雅は大納言を経て、右大臣に昇り、康元元年出家、永仁二年に薨じ、粟田口入道右大臣と号されているから、この人であるまい。

和田英松博士は「入道大納言家とは如何なる人か。文永五年、権大納言藤原資季、源雅家、同頭方出家し、建治三

年、同藤原隆顕出家したれど、弘安八年以後まで生存したる事の明なるは、資季のみ。藤原隆顕も世にあるべき年齢

なれど、薨年詳ならず。」（『「本朝書籍
目録考証」』）と。鎌倉時代太子信仰が昂つた時に、三経義疏等と共に法隆寺に於て開板され

たもので、この頃「四節願文」も上梓され、共にその板木が今も法隆寺に遺存している。本文は書紀岩崎本系に一致する。後に述べる室町時代の「聖徳太子御憲法玄恵註抄」には本文の校異に「重懷ノ摺本」が頻繁に引かれている。

筆者はその遺品の所在を知らない。重懷は南北朝時代の法隆寺五師で、「太子伝見聞記」の著者である。同抄の校異の示す所ではこの弘安本に一致し、弘安版の重印か或は新刻かわからぬが、藤原猶雪博士はその根拠を明かにせぬが、貞治三年の再摺とする（『十七条憲法嘉禎本』の解題）。たゞ第十四条の弘安版の「五百之乃今遇賢」が「重懷ノ摺本ニハ五百歳之後乃今遇賢ニ作レリ」とあるから、こゝだけが違っているようである。

龍門文庫蔵正安三年書写本一冊（略称「龍門正安」）

四天王寺縁起・十七条憲法・弘法大師御記・四節文・松子伝・太子御廟石起注文が厚手斐緒交漉紙に両面書を以

て、綴葉装一冊に収められ、卷末書写奥書に「正安三年九月廿六日於戒光坊書寫了／一校了／定誉」と。憲法は首に「十七条憲法」と題し、題下に伝暦の前書を小字双行に記し、末に伝暦の後書を記す。詳細な訓点・四声点・濁点が附されている。伝暦本系。

四天王寺藏嘉禎二年写本一卷

池田庄太郎氏旧藏、従来「池田本」或は「嘉禎本」と称される。三色刷コロタイプ版の影印に、佐伯定胤・姉崎正治・藤谷俊雄・藤原猶雪四氏の解説、新村出氏の序を附し、「十七条憲法嘉禎本」と題し、昭和廿二年（序その他論考の日付は昭和十八年）刊行された。但しこの影印は首より第三条の一行まで、即ち印刷の第一紙の部分の朱のヲコト点の位置が原本に比べるとずれて、全般にやゝ下に下り、またやゝ左によつてゐるから、使用の際注意を要する。原本は新裂表紙を添え、料紙は斐楮交漉黄紙四張つなぎ。紙幅廿六・五糎。烏糸欄は界高二〇・三糎、界幅一・七糎。每行十七乃至廿字。卷首を僅か闕くらしいが、題名外の本文には闕がない様である。条文の前に本文より二格を低して「理非誰弁」に始る序に当る漢文十三行があり、次に「推古天皇十二年夏四月戊辰皇^{ヒシヤノミコ}子親^{ミツノカタ}肇^{ミツノカタ}作^{ミツノカタ}憲^{ミツノカタ}法^{ミツノカタ}十七^{ミツノカタ}条^{ミツノカタ}」の前書があつて憲法本文に入り、末一行をあけて「十七条終」と題し、次に左の奥書がある。

嘉禎二丙申歳九月三日書写畢

抑件文為秘文所也仍是東大寺三論書庫／得之即就而書写所反覆校合弗私一字後／者修学之輩弗可許加狼藉者矣／興福寺沙門良是

同九月九日移点了（朱書）

嘉禎三丁酉正月於東院 一校了

同五月十八日於正藏院關梨坊御本再校了（別筆、次の青筆と同筆）

廿一日依命校合悉左旁書記了（隆良誠忍二人交校、合更無誤謬者矣）（筆青）

この奥書によれば、興福寺の良是（伝未詳）なる僧が嘉禎二年九月三日に東大寺三論書庫本によって書写、同九日朱点（ヲコト点等）を移点、翌三年東院に於て一校、さらに同年五月十八日正藏院阿闍梨坊御本によって再校、この行が次の青筆と同筆と思われるから、この再校は命（恐らく良是の）によって隆良・誠忍の両僧によって廿一日までに交替で青筆を以て左傍に移写されたものであろう。但しこの左旁青筆は「交校合」とあるが一筆である。

本鈔本の顕著なる特色は、憲法条文の前に他の諸本や書紀・伝暦等の太子伝記類にも見ない前書が序の如く附してあること、条文の字に古文を使用し、他本に見ぬ独特の字句と訓読を有していることである。本写本とほぼ同系の本には、既にこの本の影印本の諸氏の解説に示された如く、後掲の慶長十年清原秀賢加点本（天理図書館蔵写本、慶長十三年跋刊本）があり、また前書の文は「三社託宣」や「法明抄」と關聯がある。たゞ累家の秘本を以て秘点を加えたという秀賢加点本ではこの前書の文と全くの同文が、憲法とは別の独立の文として憲法の後に「聖徳太子御記文」と題され、「徳失鏡」と共に附されている。また名古屋大学図書館蔵（神宮皇学館旧蔵）応仁三年奥書本には憲法・太子御製記五十八ヶ条と共にこの文が「聖徳太子御記文」と題して合写されている。この嘉禎本と清原秀賢本とは憲法本文については多少の出入を見るが、この本独特の「（二条）群卿有礼、（三条）頌声、（十条）誰能可定、（十四条）五百歳後乃令遇賢、（十七条）大事不可独断」の字に関する限り一致している。従つて清原家累代の秘本とはこの本の系統であつたと思われる。但し訓点は違つている。この前書（清原本の「聖徳太子御記文」）に見る、「謀計為三眼前之利潤」、終当三神明之罰。正直非三当时之依怙、遂関三日月之恵。」の句は、中世以来神道界を風靡した「三社

託宣」に於ては天照太神御託宣（たゞ末句は多く「蒙日月憐」に作る）と称されている。またこの御記文と極めて類似した文を包含してやゝ長文となっているものに「法明抄」なるものがある。筆者の管見せる本に、東大寺図書館蔵宗性大徳手沢本、高野山持明院蔵（高野山大学図書館寄託）元禄十六年釈懷英書写本、尊経閣文庫蔵貞享元年写本、同蔵元禄三年写本、京大国史研究室蔵近世初写本がある。宗性本は、表紙に宗性の筆で「法明抄」と題し、「権大僧都宗性」と署名されているが、本文は他筆の鎌倉書写の墨付三丁、訓点が附され、末に「自関東被遣六波羅状也云々」の注記がある。高野山本は十七ヶ条憲法に附され「法明抄」と題し、「北野御製作」即ち菅原道真の作と録される。尊経閣蔵の貞享元年写本は一条関白殿本を以て写せる旨が記され、「法家明句抄」と題し、同文庫の元禄写本は「聖徳太子法明抄」と題され、京大本は後掲の如く「上宮法王法明抄」と題する。また後掲の尊経閣蔵の御成敗式目・十七条憲法等を合写せる明応五年写本には、この法明抄が、「得失鏡」なる題の下に、徳失鏡の文の末に接続されている。ちなみに「本朝書籍目録」の政要の部に「法家明句抄」が著録されているが、同本か否か。

御記文・法明抄・三社託宣・徳失鏡は、こゝに例証を省くが、相互に關聯し合い、同じ思想から撰述されたもので、文章も部分的には共通している。要するに、平安末より鎌倉時代にかけて醸された神道的一派の思潮で、それ等の流れが湊集して鎌倉後期度会行忠によって理論化されて伊勢神道となり、更に転じて吉田神道に移入されて室町時代に盛行した。その別派的な流れの一つに旧事本紀の偽作に始る太子に仮託附会する一種の太子流神道とも言うべき一派があつて、江戸時代に至るまで存続している。本写本の前書はかゝる一種の太子教の萌生の産物と見るべきである。藤谷俊雄氏がこの影印本の解説中に、

板倉本の「十七憲法徳失鏡」が伝つた清原家は吉田兼俱の第三子宣賢が嗣いでゐるので、当時両家の間に密接な關係のあつたこ

とが判る。又三社託宣の起原に就いて、正応年中東大寺東南院聖珍親王の時に庭前の水にその文字が現れたとする伝説があり（三社託宣略抄）、江戸時代に東南院の池は三社池と名づけられてゐた。然るに後節に説く如く、東南院は東大寺に於ては「三論之本処」とされてゐる処であるから（東大寺図書館蔵「東南院由来絵図」）、池田本奥書にある「東大寺三論書庫」は恐らく東南院に在つたのであらうと考へられ、此処に皇太神宮の御託宣と称されるもの、原形となつた御記文が伝へられてゐたといふことは、この問題の解明に何か役立つさうに思はれるといふことを指摘するに止める。（「池田本十七條憲法考証」）

と述べられたのは、「法明抄」を所有した宗性は東大寺の三論復興に尽力した学匠で東南院とは關係のあつたことが想像されること等と共に、本鈔本の源流傳承を考察する上に暗示する所が多い。また藤谷氏によれば、良是が一枚をなした東院は恐らく興福寺の東院で、この本が対校に用いた本のあつた正藏院とは正倉院といふことである。

右の如き環境裡より出た本鈔本は上記の如く、本文・訓読上他の諸本に比し顯著なる特色を有している。本文から言えば、「不」を全て「弗」に作り、「和」は古文の「𩇛」に作り、第十三条の「和如曾識」の「和」は「盃」に作り、「從」はその本字「𠂔」（从に同じ）に作る。その他主な差異をあげれば、

（四条）是以群卿有札（七条）頌声則起（九条）要在乎信（十条）誰能可定（十四条）是以五百歳後乃令遇賢（十五条）是臣道矣 故初章曰（十七条）大事不可独断

訓点は奥書に見る如く、嘉禎二年九月の東大寺三論書庫本による墨筆の返点・送仮名、朱筆のヲコト点・連合符、嘉禎三年正藏院阿闍梨御坊本による青筆の左傍の送仮名が附されている。墨筆の送仮名には極めて僅かであるが、やや細めの筆跡が交り、朱筆の送仮名が一部左傍に記されている。或は嘉禎三年正月の東院に於ける一枚か。青筆は憲法のみで前書には及んでいない。送仮名は墨筆より青筆の方が詳細である。ヲコト点は星点は博士家点に一致する

が、線点・鉤点には読解を試みると矛盾が生じ、一に帰納し難く、全体として何の点に属するか決定し難い。移点者が原点に無理解であったので、転写の間に位置がゆがめられてわからなくなつたとも考えられるが、後述の如き事情があつたのであろう。本訓点は個々の語彙には岩崎本書紀等の古点と一致する所がかなりあるが、特に全体としての調子に諸本に比し顕著な差異特色を帯びている。他の諸本と比較して、ハ・ニ・モ・ト等の助辞や「ミ」の敬称の接頭語が極めて多く附され、時には却つて誤っている場合もある。訓はできるだけ音読をさけて、意味を汲んだ訓読にしようとする傾向が強い。他に殆どない訓の例を左にあげよう。ヲコト点は平仮名を以て翻記する。左訓は注記のないのは全て青筆である。

(一条) 以てアマナイ 為レ貴イと

為レ宗ト 隣ニ里ニ

上ニはハ 餘ニ下ニ 睦ト 論ニ事ヲ

(二条) 三宝ヲ

四ノ生ノ之ノ終ノのノ歸ナリ

何ノ世ヲ 尤ニ惡ト (惡のヲコ)

(三条) 四ノ時ノのノ順ト (順のヲコ)

行レてレ方ノ氣ニ得レにレ通ルことヲ

(六条) 懲シ惡ヲ 誹コ 謗ヲ 上ノ失ヲ一ト

(七条) 賢ト哲ト 禍ト乱ト則ト繁ト (社稷)

(八条) 終ニ日ニ

(九条) 要ス在カ乎ニ信ニ一ト

群ニ臣共信ハ何ノ事カ弗シレ成ル

(十三条) 任セ官ニ

(十四条) 患ハ

无レ信ノ万ノ事ハ悉ニ敗ル (ト点未詳)

(十二条) 国ニ非ニ二ノ君ハ一ト民ニ无レ二ノ商ハ一ト (无のヲコ)

(十三条) 任セ官ニ

(十四条) 患ハ

極一 (イタリ)

(十六条) 何ノ食ヲ (ナニカクラワナム)

(十七条) 独一断ム

この訓の中には誤用と思われる送仮名も存するが、その考証は省く。以上の用字・訓読を見ると、部分的或は単語の送仮名はかなり古めかしいが、全体を通読すると、古態をとどめているというよりは、不自然にして奇異な感を抱かしめる。即ちことさら古文の字を使用し、無理に訓読し、不自然に助辞を多く加えている点に、故意に異を立てる作

為的な擬古の粉飾を感ぜざるを得ない。既に述べた如く、本写本は恐らくは太子に仮託する一派を立てる意図の下に生れたものであろうから、かゝる場合の常套手段は他の本に比し顕著なる特色と古色とを以て擬制して權威を誇示することである。この前書の文は、故姉崎正治博士が

右読み去つて、その所説のちぐはぐと共に、大部分が憲法条章の意義と懸隔してゐるに驚かざるを得ない。(中略)

その他一々は記さぬが、此文で奇妙な事は、一句一句だけを見れば、多くは各々どれだけの意味があり、又尤もらしくきこえるが、前後を連ねて見ると、くひちがひがあり、或は明かに衝突した点が現れて来る。而して、支梧をつぎ合はさうとして、折衷混合が結着は一層その弱点をさらけ出すに終つてゐる。最後の「弗知而道、行道事」といふ如きは、最も露骨の例にならう。さればその間に用ひてある概念も、殆ど一つとして首尾一貫し得るものはなく、人、天、神、道、理、知、行など、筆者は一として明確に解説し得るものはなさうに見える。況や、此等の觀念を憲法の意義内容に連結して説明するに於てをや。

此の「御記文」がいつ出来たものか、定め得ないが、嘉禎を去ること餘り遠からぬ鎌倉時代のもので、当時大分行はれてゐた一種の合理主義の産物と考へられる。例へば、慈鎮和尚の愚管抄に見る様な道理觀が根柢にあつて、其を貫徹し又明確に組織するだけの力はないながら、自ら頼む心に導かれて、他流の思想をわけもなく自己の道理觀に入れてしまふのである。従つて憲法に於ける太子の御精神を汲まうといふ敬虔忠実の態度は一向に見えない。只此様な思想や文章をも憲法の前文として書いただけは、太子崇敬の一端たるには違ひない。(中略)

右、思想觀念の混沌と竝んで、文章の拙劣も亦、當時には珍らしからぬ事ながら、太子の憲法に附記したのとして、一層月とすつぽんとの感を強くする。此も一々述べないが、特に最後三行の如きは、思想内容とは別に扱つても悪文の甚しいものである。此様に見て、足利時代以来、旧蹟を伝へる外に能事のなかつた法制伝承家が、此文を珍重して一家の秘伝としたのは已むを得ないとしても、南都の学生が珍重して之を伝写した心持は、理會に苦む。然し此も南都教学の低下を示す一例として見られう。他

方、新興仏教の導師達は、此様な南都の学風にも、又北嶺の教風にも永別して、各々の途を拓いたものたる事を思へば、この一文も亦、その間の消息を語る史料の一つにもならう。但し、それでも太子崇敬といふ一事だけは、その文章や内容の如何に関せず、これ亦一史料たるを失はない。

と批評された通りである。この御記文の觀念の浅薄混沌は憲章条文の用字・訓点に於てもその擬古粉飾の自家撞着を露呈している。他本に見ない訓読は往々舌足らずで、野人が敬語を使う如きぎこちない誇張がある。それは特に左旁の青筆訓に目立つ。この訓は奥書（この奥書の文意は甚だ曖昧）によれば正藏院阿闍梨御坊本によるらしい。しかし正藏院即ち正倉院にかゝる附訓の憲法が藏されていたとは考えられず、或は正倉院に住する乃至は正倉院係りの阿闍梨坊の本と解すべきかもしれぬ。いずれにせよこの本の奥書全般に何か疑惑を感じさせるものがある。この本の訓点は旧くからの伝来本を書写移点したものでなく、「聖徳太子御記文」「法明抄」「徳失鏡」等を擬作せる一派が、本文を刊定し、且つ従来の種々の訓を輯綴参照して新に加点したものとと思われる。本写本がその原本であるか、その転写であるかは別として、それは嘉禎かそれをあまり瀨らぬ頃であるう。ヲコト点も旧来の一定の一つの点に準拠したわけではなく、博士家点を勝手に変形し、左程字間があつたわけでないから、点の複雑なのが古態と違って、徒に煩雜化し、自家撞着を来しながら、当時はヲコト点がかなり形式化していたので、細い所は氣づかなかつたのであるう。本写本を後世の偽物視する一説もあり、とも角この本は今後究明さるべき疑点の多い問題の本である。

本写本のヲコト点は正確に解読できなかったので、この諸本対照訓読には残念ながら割愛せざるを得なかつた。

名古屋大学附属図書館蔵応仁三年写本一冊

外題「聖徳太子御製記」。神宮皇学館大学旧蔵。聖徳太子御製記五八ヶ条・聖徳太子御記文及び憲法を収む。憲法

は首に「聖徳太子十七箇条憲法」と題し、次行「御歳□三夏四月手書奏之」と前書し、後書に伝暦の「天皇大悦云々」の後書を記し、尾題「聖徳太子十七箇条憲法」と。憲法には墨筆を以て訓点・声点・濁点を附し、朱筆の訂正補を施し、僅かながら、さ程時を距てぬ別手の別訓の書入がある。卷末に「于時応仁三年_五五月日 兵部書」の奥書がある。

尊経閣文庫藏明応五年写本一冊（略称「尊経閣」）

外題「御成敗式目」。御成敗式目・聖徳太子十七箇条憲法・聖徳太子御記文・得失鏡・起注文を収む。全卷に朱筆の返点・音訓符・連合符、墨筆の送仮名・声点・濁点を附し、卷末書写奥書に、「明応五年_{丙辰}初夏之比書之／珠寅之」と。こゝに録された「得失鏡」は題下に「聖徳太子御作」と署するが、他の諸本と違つて、所謂「得失鏡」の末句に行を改めず直に「法明抄」が続けられ、尾に「得失鏡一卷」と題されている。こゝの「聖徳太子御記文」は他の本では「聖徳太子未來記」と題する文で、たゞ末に「即昔列_ニ靈山說法之庭、_ニ致相_ニ承大師_ニ二_レ傳_レ之法_ニ豈_レ是有_ニ一字_一一言之失錯_一哉」の句が加つている。

龍谷大学図書館藏永正元年写本一冊（略称「龍谷大」）

写字台本。外題「十七箇条憲法」。内題「聖徳太子十七箇条憲法」。末に伝暦の「天皇大悦云々」の後書及び「上宮太子三十三御歳夏四月肇製憲法十七箇条奏之其状云云」の前書を記し、次に「皆永正元十二月書之」と。伝暦本系。朱筆を以て訓点を附し、別に墨筆による別訓の振仮名送仮名の追記がある。朱・墨共にほど同手と見られる。別本によつて別訓を追補したものであろう。

龍門文庫藏永祿十年写本一冊（略称「龍門永祿」）

外題「聖德太子未來記・建武式目」(後人筆)。故三浦周行博士旧藏。聖德太子未來記・同太子德失鏡・聖德太子天
王寺馬腦御記文・聖德太子十七箇条憲法章・建武式目を収む。卷末書写奥書に、「永祿十丁卯孟春廿又七書之」と。
憲法の部は、「聖德太子十箇条憲法章」と題し、「仁王三十四代推古天皇治三十六年甲子正月始賜官位四月太子鑿製十
七箇条憲法手書奏之其状云」と前書し、末に「字并点不審多之後見者改焉可也」と。訓点を附す。

九州大学附属図書館藏天正十九年写本一冊

「十七箇条憲法」と題し、訓点なし。末に小字を以て、「推古天皇十二年太子三十三御歳夏四月鑿製二十七条
憲法」奏之天皇太悦以為王道之佐」と記し、次に書写奥書あり、「云悪筆云老后年以所恥入也／雖然此ヶ条古今明鏡不
用誰／人因妓為城犬千代殿令書遣之所／文字誤於後見之仁可被直大坂／東坊少輔以所書本写之／天正十九年正月日／
神祇從五位下大炊助卜部定富入道脩襟而□□□□／書之」と。

天理図書館藏「室町」写本一冊(略称「天理」)

題簽「太子憲法」。内題なく、首に「推古天皇十二年夏四月戊辰皇太子親肇作憲法十七条」の前書が
ある。本文と同時に頃の訓点が附さる。

天理図書館藏清原秀賢点「近世初」写本一冊

題簽に「太子憲法并御記文」。憲法の次に聖德太子御記文・德失鏡を附す。憲法は首に「推古天皇十二年夏四月戊辰、
皇太子、親肇、作憲法十七条」の書紀の文を記し、全卷に朱筆句点墨筆訓点を加えらる。卷末奥書に、
「右一冊以累家秘本令贍写／則加秘点者也于時慶長十一年仲秋上澣／吏部郎中清原秀賢」と。

大和文華館藏「近世初」写本一冊(略称「大和文華館」)

「黄石公三略」の後に附綴。吉田神社社家鈴鹿家旧蔵本。朱筆句点墨筆訓点が附され、清原家本系で、以上三部は本文・訓点共に類似している。

陽明文庫蔵〔江戸〕写本一冊（略称「陽明」）

外題に「太子憲法」。首に、「推古天皇十二年夏四月（ナツ）戊辰皇太子親（スライコ）肇（ワウツ）作（ナツ）憲法十七条」と前書がある。訓点が加えられている。

広隆寺蔵〔室町末〕写本一卷

後補絹表紙を添え、銀紙を以て裏打補修を加えた卷子装。料紙斐紙。「聖徳太子憲法」と題し、「推古天皇十二年（甲）夏四月肇製／憲法十七箇条手書奏之其状云」の前書、末に「天皇大悅群臣各写一本云云」の伝暦と同文の後書がある。卷末別紙を継いで「広隆寺宝庫（印）」（印文「広隆寺」）と署し、その紙背に「此憲法式目者征夷將軍義輝公／筆跡也依旧損加修補訖／文政九年丙戌秋八月末大僧都／周賢」なる補修識語がある。

識語によれば、足利義輝（弘治八年歿）の筆と伝えるが、筆写年代は室町末近世初間と見るべきであろう。もと朱筆で訓点が附してあったが、全て削りとられて、僅に痕跡が残っている。

京都大学文学部国史研究室蔵〔近世初〕写本一冊

本文共紙表紙。仮綴。外題に「聖徳太子徳失之鏡」と。前に聖徳太子徳失之鏡・聖徳太子碼碯御記文・上宮法王法明抄があり、最後に「聖徳太子十七条憲法」と題し、憲法全文を掲ぐ。全卷本文同筆の訓点を附す。首に「円融蔵」の蔵印あり。

〔慶長〕刊古活字版

慶應義塾大学 附屬研究所 斯道文庫・四天王寺・宮内庁書陵部・国立国会図書館蔵。四周双辺（二一・五×一五・四槓）有界七行、

毎行十七字。版心粗黒口双黒魚尾、「太子憲法（太子四節・徳失・礪碼）（ト）」（丁付、小題毎別丁）。聖徳太子憲法十七箇条（尾題「上宮太子十七箇条憲法畢」五丁）、聖徳太子四節文（二丁）、聖徳太子徳失鏡（二丁）、聖徳太子礪碼御記文（一丁）を収む。慶長十五年刊日本書紀と同活字を使用。四天王寺本は四節文がなく、書陵部本・国会本は徳失鏡の次に四節文が綴ぢられ、国会本には最後に解脱上人学徒誡詞（六丁）が附されている。四天王寺本は第一条の「人皆有党」が「賞」と誤植され、斯道文庫本はその一字が切りとられ、書陵部・国会本は切りとつたあとに「党」と刷つた小紙片が貼つてある。四天王寺本が初摺で、他は誤植に気づき訂正したものである。この古活字版は誤植が多い。四天王寺・斯道文庫両本は共に京都の平等心王院旧蔵。

慶長十三年跋刊本（略称「秀賢跋刊本」）

亀井孝氏・大倉精神文化研究所蔵。表紙中央に「十七憲法／徳失鏡」と印刷。首に「推古天皇十二年四月戊辰皇太子ヒツヤノミ／親ヨミ肇テ作リニ玉憲法十七条」と前書。尾題「十七条終」。次に「聖徳太子御記文」「徳失鏡」を附し、次に左の本奥書並に刊語がある。

右一冊以累家秘本令贖写則加秘点／者也于時慶長十年仲秋上澣／吏部郎中清原秀賢

举直錯諸枉者聖君之業也勸善懲惡者良臣／之則也爰伊州太守源朝臣勝重公因心明性淳也／而伝奉行於天亦匡法令於雒陽寔無不賞
顯其忠／罰当其罪故近里浴恩沢遐邦望仁風矣公猶慮俾／天下之人普知法度課正因軒玄忠居士以聖徳太子十有／七箇憲法新鍍板傍
又清原秀賢詳加訓点蓋為令俗／士容易誦之也戲於公之用心可謂仁矣／ 于時慶長十三歲舍戊申良月吉旦

即ち京都所司代板倉勝重が正因軒玄忠居士をして、前掲の清原秀賢加点本によつて開板せしめたものである。前掲天

理図書館蔵秀賢加点本に比し、この刊本の方の訓点は振仮名がやゝ簡略である。

〔江戸後期〕勢州安濃津寛栗堂刊本（覆慶長十三年序刊本）一冊

京都大学附属図書館・豊橋市立文化会館等蔵。前掲本の忠実な覆刻で、前掲本の奥書・刊語の次に、次の跋文が小字を以て刻さる。

右以三度会四位弘訓神主所蔵慶長板本一令三翻刻三者也

又一写本徳失鏡蔵于北野宮寺其本外題云徳失鏡神作其跋文云右一冊以三累／家秘本一令三騰写一則加三秘点一者也于時慶長十年仲秋上澁吏部郎中清原秀賢

件一冊者宝永第四丁亥歳仲夏三十八日以三清原氏家本一令三書写一之未三定一作者三先年／閱三興福寺光明院僧正実暁正筆習見聴諺集三第

一載三紀徳失鏡上官大竊以云云／十失云云已敬神帛云云寧非国宝太子作此書二而推古天皇授給今年見三度会／神主行忠撰古老口実伝一曰如

在礼儀用心書十七箇条憲法聖徳太子御作貞觀政要云云如三件文一者作者存三尚説三頃徳失鏡参考十七箇条憲法大意同唯敬／神帛仏

此文反覆憲法或抄日用明天皇信三仏法三崇三神道三聖徳太子信三神道崇三仏法一彼是無三疑徳失鏡為三天滿天神正一位菅原大政大臣道真公述作之明也

猶賢覽者自扱可レ備而／已

次葉に「勢州安濃津寛栗堂蔵板」の刊記がある。右跋文は积宗淵の撰になるか。

慶應義塾図書館蔵元和四年写本一冊（略称「慶應大」）

首に「憲法十七ヶ条」と題し、憲法の次に「小人行儀論」なる教訓書一篇を附写。憲法末奥書に「法隆寺阿弥陀院以直説／点之畢／元和四年孟秋下浣諸国分衛／守光已得／之記念」と。御家流の書風で写され、返点・送仮名・音訓連続符・清濁点が附さる。音説が多くなり、室町までの古訓によって点したのではない。譌脱が多い。

寛永十四年法隆寺観音院釈高栄刊本

東大寺図書館（卷子装）・法隆寺（帖装）・四天王寺（帖装）・京都国立博物館（卷子装、憲法のみ）蔵。首に「聖徳太子憲法并制条」と題し、伝暦の前書・後書を首尾に添え、次に「五十八箇条制禁上宮太子御製記文」を附し、巻末の刊記に「寛永十四年十月三日願主法隆寺観音院／高栄」と。訓点を附刻。なおこの本に基づいて翻刻せる無刊記の江戸前期刊本（四天王寺蔵）がある。

憲法注釈書

異本上宮太子伝并憲章註（略称「広島大」）

広島大学所蔵江戸末影鈔本一冊の外他に所在を見ない孤本で、内・外題共になく、旧蔵者黒川春村筆の目次によって、今標題の如く通称されている。本鈔本の太子伝は、前半を欠いて、十七条憲法第二条の「何人非貴是法」に始まり、伝は年代記風の略伝で、末に「大唐国衡州衡山道場釈思禅師七代記云」としてその引録を添え、次に「聖徳憲章序」を冠して「上宮聖徳太子憲法十七条御製後註」と題する、注を小字双行に挿入せる憲法が書写され、末に「（聖）徳太子十七憲章一卷并序註」と題し、その下に「書主僧〔（開）員〕と署されている。次に春村の書写になる「伝述一心戒文」巻下所載並に「政事要略」巻六十一所載の太子伝が合綴され、その各々に左の春村の識語がある。

右聖徳太子伝並思禅師七代記釋和上名証
伝長元年大政官符一吉記等／者以承和元年延暦寺戒檀院光定撰伝述一心／戒文巻下所載鈔録訖嘉永二年五月

廿七日（花押）

右上宮太子伝者政事要略巻第六十一所載也而頗多誤／字他日得善本可訂正云（但避公直已下十
五行当除之歟）／嘉永三年晚夏中旬（花押）
次葉遊紙に「卯花園随筆」巻四中の太子伝に関する記事の抄録がある。今この摹本の原本は発見されず、この本にも

原本に関する注記識語がなく、春村自らの摹写になるか、或は春村がこの摹写本を偶々入手したのか明かでない、巻初に「下総崎房秋葉孫兵衛藏書」の朱印がある。憲法注は「一日以和為貴無忤為宗」と書き出して、その行の以下の字並に次の三行が空白になり、その空欄の下端に花押が署してある。その花押は、小倉豊文氏の調査によれば、知恩院藏平安鈔本「上宮聖徳法王帝説」に署された花押と同じく、またその花押は、荻野三七彦氏によれば、東大史料編纂所蔵「法隆寺文書」中の永承五年十二月九日付の地券の「領主法隆寺五師」の花押と一致する。即ち「法隆寺別當記」にもその名に見える法隆寺五師であつた千夏の花押たることが判明した。即ちこの原本は知恩院蔵「上宮聖徳法王帝説」と共に平安朝十一世紀中期頃の法隆寺千夏の所持本で、この摹写本にも平安中期の書体の面影が遺つている。原本は聞員なる僧の書写であつたらしく、この写本は伝・憲章註共に一筆で、虫害破損の跡も記した模写であるが、原本とは九百年の距りがあり、直接の模写ではなく、幾次かの転写を経たらしく、訛舛著しく、なまじ摹写だけに、却て誤謬が多いようである。本鈔本前半の太子伝は「聖徳太子全集」卷三、憲章註はその卷一に翻印所収。

憲章註は、次に解説する成實堂文庫旧蔵憲法註、「聖徳太子憲法玄恵註抄」、「玉林抄」等に「明一伝云」として引用されている注に一致する。「明一伝」とは、法空の「聖徳太子平氏伝雜勘文」上一に「聖徳太子伝。大和州諾良都東大寺法相宗沙門釈明一撰」と録されているが、今亡んで見るを得ない佚書である。法空は続けて、「此伝者。法華宗付法縁起中。讚太子一段不略一字。被載此伝。彼縁起者。伝教大師之製作也」と、即ち伝教の「天台法華宗付法縁起」の中に明一伝の全巻が収載されていると述べている。しかしこの「天台法華宗付法縁起」も今亡逸している。伝教の弟子光定の撰になる「伝述一心戒文」には、「上宮既戸豊聡耳皇太子伝云」として太子伝が録され、それが師伝教の引載せる太子伝を踏襲したものでないかと推定されていたが、最近飯田瑞穂氏は、尊経閣文庫架蔵の室町

時代の興福寺僧実暁の雑記たる「習見聴診集」に、同寺東院の書櫃十合の目錄を記録した中に、「上宮既戸豊聡耳皇太子亦名聖子德太子伝 釈明一撰」とあるのを発見され、それが明一伝たることを確証した。しかも「伝述一心戒文」私云、外題ニハ太子伝明一撰如此在之、全ト見テ所引の太子伝にはこの異本上宮太子伝の文と殆ど同文が録されているから、憲章註が「明一伝云」として引かれていることと併せ考えれば、この書が明一伝たる可能性が大きい。しかしかく断定する上に支障となるのは、甚だ不完全な引録の仕方ではあるが「上宮太子拾遺記」巻五に引かれた明一伝の佚文がこの広島本に含まれていないことである。もつと広島本は明一伝の完本ではなく、或は抄略本と見る推測も可能であろう。

この伝の末に引かれた「七代記」は伝暦その他の諸本に此と同文が引かれ、「太子伝古今目錄抄」に「七代記。宝龜二年教明作。」と録されている。またこの広島本の「上宮太子造立寺合八所云々」の文が「拾遺記」は七代記云と引き、末に「已上八箇寺者、伝教大師付法縁起中引明一伝之処有之、至注文二字無差」と注し、明一伝も同文たることを示している。またこの文は「太子伝玉林抄」には「天王寺障子伝」として引かれている。同伝は玉林抄等に「四天王寺障子伝一卷彼寺三綱衆僧敬明等造之、宝龜二年辛亥六月十四日造之」と記されている。以上の所から、従来顧られなかった本書を顕彰された小倉豊文氏は本書を「四天王寺障子伝」であろうと推定された。さらに飯田氏は、この「異本上宮太子伝」こそが「明一伝」であり、それは一名「七代記」や「天王寺障子伝」とも呼ばれたと解された（「聖德太子片岡山凱者脱語についで」）。しかし「七代記」が「明一伝」の異称とすれば、「明一伝」と推定される本書に「七代記云」として、引用の形をとっていることは不自然で、「伝述一心戒文」も「上宮既戸豊聡耳皇太子伝云」「大唐国衡州衡山道場釈思禪師七代記曰」と両書を夫々別書として引いている。もつとも飯田氏は「大唐国衡州衡山道場釈思禪寺七代記」は「七代記」に先行する別本で、両書を別々の書と解しておられるようである。しかし「上宮太子拾遺記」巻五には「七代記者。具云三大

唐国衡州衡山道场积慧思禅师七代記。云云伝教大師付法縁起文。如_レ是。私云。彼七代記者。非_ニ唐土也。以_レ何知_レ之者。彼文举_ニ片岡飢人事_一。以可_レ知_レ之也」と七代記は略名なる旨を記している。「明一伝」と「七代記」とは別書と看做すべきであろう。「天王寺障子伝」に關しても、「上宮太子拾遺記」卷四「障子伝」云。其年（筆者注推古天皇十四年）為_ニ大花元年_一文」や同卷五の太子遷化の条に「障子伝曰」として引く文が、本書には見えないから、恐らく本書は「天王寺障子伝」でもあるまい。また「障子伝」、「明一伝」、「七代記」は同一書の別名ではなく、恐らくそれぞれ別書であろう。

本書の伝は上記の如く、前半を失い、推古天皇十二年の憲法より以下を存する残欠本であるが、恐らく誕生より年譜式に叙されたものであろうが、伝の末、七代記を引く前に、「已上依日本記等略抄出其梗概耳」との双行注が挿まれ、事実この伝は殆ど書紀の文そのまま、所々字句を僅に変換したにすぎない。たゞ書紀にはない小野妹子をして前世の所持経を求めしめる説話を増し、片岡山飢者の記事には増補が加っている。当時の太子伝は前行の伝の文をも踏襲して増削潤色しているのが常で、その最後の集大成が伝暦となっている。恐らく「明一伝」「七代記」「四天王寺障子伝」はその文章詞句の上で相互に共通する所が多かったものと思われる。従つて零文の引用の一二のみを以て直ちに同一書か否かを断定することは困難である。この「異本上宮太子伝」が「明一伝」たる確率の大なることは認め得るが、然りと断定するにはまだ躊躇せざるを得ない。

次に本写本の憲章註が後の憲法注の引文に記された如く「明一伝」なるか否かについては、「単なる太子伝が此の如き詳細な憲章註をその中に含んでゐたといふことには聊か疑なきを得ない。」（「聖徳太子全」集卷一解題）と疑念が抱かれている。本写本は前半を欠くので、正確にはわからぬが、現存の形から判断すれば、別々の二書が後人によつて便宜上一冊に合写合綴されたと推測するのが穩当のように見うけられる。偶々本鈔本の如き合綴の形で伝承されたので、前の伝が

明一伝であつたか或は明一伝と信じられた結果、後の本注も明一伝と呼ばれるに至つたとも考えられる。また両書が一冊の中に合写されているからには或は両書には何等かの関聯があつたとも見られ、一步譲ればこの憲章注も伝と同一の作者（或は明一）によつて撰された独立の二書とも推し得よう。

この憲章註を成實堂本憲法註その他の諸書が「明一伝云」として引いてるのであるから、本注の撰者を明一とする説を軽々に否定するわけにゆかぬ。飯田瑞穂氏は、推古天皇十一年の冠位十二階制定の月を書記等は十二月とするに對し、「太子伝玉林抄」が伝教大師附法縁起所引明一伝の意をとつて、十一月にかけ、また冠位の順序を、書記法王帝説等が徳仁礼信義智と記し、伝曆が徳仁義礼智信と録するのに對し、明一伝は徳仁礼信義智となしている。この憲章註はその「聖徳憲章序」に「即位十一年癸亥冬十一月、始製十二階之冠位也、是国家賜冠位之始也、所謂大徳小徳大仁小仁大礼小礼大義小義大智小智大信小信也」と述べて、明一伝と合致していることは、この憲章註と明一伝が同じものか、或は両者が極めて近い關係（例ば著者が同一人乃至同系統の如き）にあることを指摘している（「明一撰『聖徳太子伝』（明一伝）の逸文」中央大学紀要通巻第四十九号）のは注目すべきである。しかしこの「異本上宮太子伝」と「憲章註」の著者を同一人、或は共に明一伝とするには些少疑念がないではない。

伝に引かれた憲法条文と註のそれとは、多少出入があるにせよ、共に岩崎本等の書記古本系に最も近い。両者を比較すると、（五条）乏者之訟。（六条）則説下過（則ノ下「好」ナシ）（十五条）其亦是悦歟等の他の本と特に異なる特色は合致しているから、ほど同系と看做すべきであるが、他に出入異同があつて、全く一致すると言ひ得ない。鈔手は同一人でありながら、伝の方はさほどでもないが、憲章註の方は全般に訛脱が極めて多いが目立つ。伝の漢文は、殆ど書記の文をそのままとり、書記の文に非ざる文もさ程未熟ではない。之に反し憲章註の漢文は和臭が甚し

く、文法上体を成さざる所が多く、文意が通せず未熟である。転写の過程中に重なった誤写脱落にその一端の責めはあるかもしれぬが、そればかりではないようである。明一は「平氏伝雜勘文」上一の引く所によれば、「延暦僧録第五卷云。智名僧沙門釈明一伝。釈明一者。大宅朝臣。大和国法相宗。名東大寺宗匠。慈恩法師之文字。富流略詞。旋風奥ニ波濤一。江海吐ニ納風雲一。六足機枢。三藏開鍵。蓋法門之龍象也。毎年維摩及金光明会並預ニ詳論ニ未レ能ニ繁叙一。云云」と称される。伝は過賞が習いであるから、額面通りに受け取る要はないとしても、本注の文章は東大寺の宗匠法門の龍象の作にしては悪文すぎて、伝の方と同一人の撰とは思えぬものがある。

本注の撰者が誰であろうと、その成立が平安前期を下らぬことは事実で、その文章の未熟生硬はその撰が奈良朝末平安初間になることを推測せしめ、現存憲法注の権輿をなすものである。内典外典を引いて出典用例を示しているが、引用は後世の注に比して少く、自らの言葉で以て注解を下している所が多い。文章から察すると、書名を明記していないが、外典では論語・孝経、特に古文孝経孔伝の影響が見られ、文もそれに襲沿する所がある。当時広く誦読された外典が論語・孝経であったことを反映しているのであろう。

本鈔本は太子伝引載の憲法の初より第十二条までに限つて訓が施され、他は伝・憲章共に訓点を加えられていない。この訓読並校異には、附訓の太子伝引載の方を掲げ、憲章註の本文は校勘の方に於て参照することにした。

聖徳太子十七ヶ条之憲法并註

成實堂文庫旧蔵お茶の水図書館現蔵永祿十一年写本一冊の外類本がない。「聖徳太子全集」巻一に翻印所収。巻末に

抑々^{イソクモト}是憲法者^ハ。蓋^{ケダシクシ}是公家武家之明鏡^ハ。内典外典之神珠也。可^{イソツツ}謂^ツ我朝^ガ。暎^{カガヤカス}。惠日新仏之金言^ニ。寧^ハ非^ハ後^ノ國^ノ。光^ク法^ハ。燈^{トシテ}聖人之良典^ニ哉。

摠スベテ而言ユレ之ヲ。篤敬アツクイヒス三宝ニ之語ハ。是上求菩提之教也。使ユ民ヲ以テ時ヲ諺トシテ。亦下化衆生之機也。仰アライデ而守リ憲法之宗ヲ。伏ク而持リ上宮之誠ニ云々。然是註者於テ文永九年法隆寺宝光院ニ談議評定。而諸經諸論内外二典之集ヲ明文ニ所レ選ル也。深可レ秘レ之ト云々。

と、文永九年法隆寺の談議評定に於て撰輯された由来を述べ、書写奥書に、

于時永祿十二戊辰南呂日任ニ旧本ヲ写焉。烏焉馬之誤。魚魯之差。愚拙未レ知者也。伏希後見之智者匡レ之。多幸々々。

と。識語の示す如く、内典外典国書より出典・用例を引録集輯した注で、明一伝も引かれ、前掲の所謂明一伝の引書は極めて少かつたが、此は広範にわたつて豊富になつてゐる。全巻に訓点が附され、訓説の注もあり、後に説明する仲範点が、「中範点云」として標示されている。しかし後に記す如く仲範が伝暦を講義したのは元亨四年であるから、此は後の転写の段階で書入されたものであろう。残念ながら原本を閲覧することができなかつたので、こゝの訓読並に校異には掲載を割愛せざるを得なかつた。

聖徳太子憲法〔玄恵〕注

鎌倉末南北朝初間、程朱の学を唱へた玄恵法印の撰と伝えるが、確証はない。以下に見る如く本注の古写本中撰者名を題するものは一つもなく、たゞ寛永刊本に至つて、「法印玄恵注」と題署する。後掲の講者未詳の「聖徳太子御憲法玄恵註抄」は、本注を詳細に敷衍解説せる室町期の抄物であるが、筆者は同書の原因本を見ていないので、同書の題が元来あつたものか後人の附したものか、断定するわけにゆかぬが、その巻尾に「右或ハ憲法ノ本文ニ付キ、或ハ同註ノ文章ニ付テ、シハく諸記ヲ集メ、カツく諸抄ヲ録シ畢ンヌ。」と記して、「同註」と称するのみで、また本文中に本注が玄恵の注たることに言及せる所がない。「玄恵註抄」の書名は、内題になく、後人の附した外題ではなかるうか。しかし、本注が東方君子国を釈しては、本朝の万国にすぐれた神国なることを力説している所に、蒙

古襲来に触発されて湧き起った、元亨釈書や神皇正統記等の神国思想の影響が見られ、左伝を引いて君臣の名分を論じ、また「ヲヨソ物々ニ体用アリ。礼ハ体。和ハ用ナリ」の如き、宋学の論法が些少看取される。従つて鎌倉末南北朝間の思潮を反映している作であることは間違なく、建武式目の制定に際し十七条憲法への関心が高まり、同法制定に玄恵が関与していた事情等を勘え合せれば、本注の内容から玄恵を聯想し、撰者を玄恵に擬することは、導かれ易い発想で、必しも荒唐無稽の説となすわけにゆかぬ。本注には天理図書館・陽明文庫蔵本の如き平仮名本があり、内容がこの所謂玄恵注と同じであることに従来気づかれていない。この平仮名本には「永和元年八月一日自太閤被遣大樹大閤御筆」の奥書があるので、当時の太閤即ち二条良基の撰述に擬されている。しかし此も良基が將軍に既成の注釈書を手写して進呈したとも解せられる。撰者末詳とすべきであらう。玄恵か良基の撰か否かは別として、永和元年の本奥書の写本があるから、南北朝時代前期を下らぬ成立である。

本注は極めて平易明解な和文の解釈を下し、前行の注が仏教に拘牽して憲法の本旨を見失いがちな出典を示すにとどまったのに対し、それ等の影響を受けながらも、憲法の本旨に外れることなく、仏に付会せず、文義を忠実に講釈し、出典の揭示も当時としてはほど妥当である。本注が以後室町時代を通じ盛行したのも故なきではない。

慶應義塾図書館蔵〔室町末〕写本一冊（略称「玄恵注」
慶應大）

憲法全文を掲げ、注は低一格。朱句点・朱引・朱鈎点を附し、憲法には訓点を附し、毎条首には朱筆の合点鈎点が附してあり、上欄行間に出典や傍注の書入が加えてある。外題は後世の筆、内題なく、尾題は「憲法終」。本写本は憲法条文の前書は他の諸本と同じく書紀の文によっているが、たゞ末に「右天皇大悅群臣各写一本読伝天下々々大悅」の伝暦の文一行を附記する。

尊経閣文庫蔵天正二年釈梵舜書写本一冊（略称「玄惠注」尊経閣）

単辺有界八行の烏糸欄に、憲法を大書し、注をその下に小字双行に記す。題簽に「太子憲法抄」と題す。朱筆句点、墨筆訓点を附する。卷末本奥書に

於本書者以日本書紀推古書写之於注釈者以或本書加之詔／ 永正十年三月廿二日 少納言清原朝臣判

此注本云永和元年八月一日自太閤被遣大樹大閤御笔作曇瑛清書云々

次葉に「太子未來詩」八行を抄録し、末に「天正二年十二月廿五日 写之終者也／ 梵舜藏主（花押）廿三才」と。即ちこの本は、永正十年清原宣賢が憲法は書記によって記し、その注は永和元年本奥書本（後述）によって挿んだことがわかる。憲法の訓点はほゞ吉田本によっている。書写者の梵舜は宣賢の男で吉田家の養子となった兼右の男（兼見の弟）である。

宮内庁書陵部蔵〔室町末近世初間〕写本一冊（略称「玄惠注」書陵部）

外題に「憲法抄并建武式」と。首に憲法全文を写し、訓点（句点・返点・音訓連続符は朱筆）を附し、末に「本奥云／以日本記推古記点以下令校正早／ 給事中清原朝臣」と。次に葉を改めて玄惠注を掲げ、次に又葉を改めて建武式目の全文が附してある。たゞこの玄惠注には、他の諸本と異り、本文に入る前に太子の略年譜（伝暦に基づく）と律令格式・御成敗式目制定の沿革概略を記した仮名文が冠され、又所々行間に本文同筆の和文の注が増補書き入れされている。この本は憲法末の奥書から見て、恐らく清原家系統の本であろう。

西尾市立図書館岩瀬文庫蔵文亀二年釈朗俊書写本一冊（略称「玄惠注」岩瀬）

消息・連歌懐紙を二つ折にして翻した紙背に書写さる。朱句点墨訓点を附せる憲法の各条文毎に行を改めて注が平

仮名交り（僅に片仮名を交う）で記され、朱点朱引が附さる。首に「聖徳太子憲法」、尾に「聖徳太子憲法十七箇条」と題し、巻末書写奥書に、「文龜^二三月十日／朗俊」と。日付と署名の間に「仁和寺／菩提院」の双行の朱印が鈐されている。この注文は前掲諸本に比し、些少簡略で、後掲の寛永刊本と合致する。

天理図書館蔵〔室町〕写本一冊

憲法の条文は掲げず、注のみの平仮名交り文で、漢字にはかなり詳しく片仮名の振仮名が附してある。首に「聖徳太子憲法」と題し、尾題なく、巻末奥書に

此注本云／永和元年八月一日自大閣被遣大樹大閣御筆作墨英清／書云

大永八年三月八日如此奥書以証本令校合以朱墨直付者也

次葉遊び紙に「比丘尼末コノ哥／カヘルトモ行トモワレハラモハネハタヒノヤトモ古里モナシ」との墨書がある。以上の奥書からして、永和年間太閤であつた二条良基が將軍足利義満の為に撰述せる注と解する推定説がある。しかし本注が所謂玄恵注と一致することは従来気づかれていない。本注を良基撰とすることも右の奥書からは一応成立し得ようが、他に傍証の出ぬ限り、撰者が玄恵か良基かは今の所未詳とすべきであろう。本書写本の本文は前の岩瀬文庫本や寛永刊本と一致して、他よりやゝ簡略であるが、慶應本その他の前掲諸本にあつて此に欠く文が、本写本では行間に細書を以て傍記されている。この部分は或は後の追補書入かもしれぬ。たゞこの傍記の書入を欠くと文義がやゝ通じ難い箇所も存するから、脱文であるか、どちらとも定め難い。

陽明文庫蔵〔近世初〕写本一冊

前掲本と同種で、奥書・比丘尼末コノ哥・傍記書入も同じ。

陽明文庫蔵〔江戸〕写本一冊

前掲本の重写で、奥書その他も同じであるが、旁記の書入は初めの部分のみで全巻に及んでいない。

彰考館文庫蔵元禄八年写本一冊

題簽に「憲法仮名抄 全」。首に「聖徳太子憲法」と題し、次行「推古天皇十二年夏四月戊辰皇太子親ミツカカリ作ラリニ憲法ヲ十七条」と。憲法を各条毎に全文を訓点を附して掲げ、注は一格を低して平仮名。注文には天理図書館本等に見る傍記文がなく、次の寛永刊本と平仮名片仮名の差以外はほぼ同じ。卷末奥書左の如し。

右一冊慈尊院御所持候を令懇望書写早／上京住人 天正五年八月廿二日木春軒

憲法仮名抄
右元禄乙亥季夏以京師人鳥／帽匠三宅近江守本写之大串／元善奉 命

寛永二十一年意閑刊本一冊

大東急記念文庫・斯道文庫等蔵。元題簽に「太子御製注憲法編略記四節文十徳失」とある如く、玄恵注・聖徳太子記録合伍拾捌箇条・

聖徳太子碼碯御記文・聖徳太子四節文・聖徳太子徳失鏡の五種の合刻本で、卷末刊記に、「寛永式拾一歳三月吉旦

意閑板行」とある。憲法注は、首に「聖徳太子憲法 法印玄恵注」、末に「上宮太子十七箇条憲法畢」と題す。四周

双辺無界、注十六行小字双行。間々字句に訛謬脱文が見られる。この刊本を底本とせる翻印に奥田正造氏校本（昭和

十一年森江書店刊）・聖徳太子全集第一巻所収本がある。

高野山金剛三昧院蔵（高野山大学 図書館寄託）天明八年写本一冊

首に「太子憲法」、末に「聖徳太子十七箇条御憲法并註記畢」と題し、次に「于時天明八戊霜月上旬 八嶋氏令書写之者也」の書写奥書が存する。寛永刊本玄恵注とほぼ一致するが、各条注末に「又義云」として、所謂玄恵注に引か

れなかつた諸書の引文が追補してある。

法隆寺にはこの所謂玄惠註前半の残欠十七葉の室町写本を蔵するが未見。

聖徳太子御憲法玄惠註抄

今知られている写本は法隆寺に架蔵される二部のみで、その一を底本とせる奥田正造氏校本（昭和十五年刊）、他の一本を底本とせる「聖徳太子全集」卷一所収本（昭和十七年刊）の翻印がある。一は室町末写本、他は故妻木直良氏施入本という。筆者は法隆寺蔵両本閲覧の機に恵まれないので、翻印本によつて解説する。本書は所謂玄惠注に基づいてさらに詳細な注解を下したもので、室町時代の講義聞書体、即ち仮名抄物である。卷末に、

右或ハ憲法ノ本文ニ付キ、或ハ同註ノ文章ニ付テ、シハノノ諸記ヲ集メ、カツムノ諸抄ヲ録シ畢ンヌ。文ニ於テモ理ニ於テモ当
ラザル事ノミナルベシ。雖、然重テ正ク本拠ヲ勘ヘ、類説ヲ拾テ添削ヲ加ヘ、再治センカ為ニ且ラク抄之而已。外見憚リアリ、
深ク函底ヘ秘スベシ。

とある如く、室町時代最も広く行なわれた所謂玄惠注を基礎にし、先行の憲法注釈類を縦横に参照駆使して、憲法本文の校異、字義の訓詁、訓説の考証に始つて、多数多種なる内典外典国典を博く引き、出典・用例を示して、義解をなし、且つ引用文の字義文意についても微に入り細に亘つて講釈し、その故事を縷々と語つて止まず、委曲を尽しながら、その講説には生彩が躍動し、読者をして倦ましめない。講者の和漢内外の学に通じたる非凡の才を思わしめ、正しく本書は室町時代以前の憲法注の集大成にして、憲法注釈書中の白眉と評してよい。その解釈は所謂玄惠注同様、中世時代仏家特有の秘伝・口説の類を捨て、啓蒙的でありながら、当時としては周到な学術的考証の格調を有している。

本抄は、その撰者成立年代を録していないので、全て未詳である。たゞ本抄には清原宣賢の抄物を引用することが多く、且つ清原家の家説が基礎になり、かたゞ吉田神道の影響があるから、講者は清原宣賢後の清原家の人乃至はその門下親縁者であろう。講者は外典のみならず、和歌物語並に仏典にもなみくならぬ造詣を有している。この抄物の口調は、京都大学附属図書館蔵清原文庫の「三略集注」六冊（天正十三年清原国賢等写、撰者未詳）と一脉通ずるものがある。筆者は秘かにこの両抄物は、清原宣賢の門人で、古今集の奈良伝授や饅頭屋本節用集でも名高い奈良の林宗二の講義に非ざるかと想像しているが、もとより確証あるものでなく、一臆測に止るにすぎない。

本抄は所謂玄恵注の疏にあたるものであるが、本抄は全てに亘って微に入り細を穿ちながら、その基礎となった註の撰者については、言及する所がなく、勿論玄恵の注であることも一言も触れていない。法隆寺本は兩本とも内題はないらしく、共に外題に「聖德太子御憲法玄恵註抄」とあるようであるが、此は恐らく後人が附記せるものである。当時この注は撰者不明で行われたもので、それが後に玄恵法印に仮託され、一般に玄恵註と称されたのは、寛永刊本以後と思われる。

高野山金剛三昧院藏（高野山大学図書館寄託）長享元年写本一冊（略称「金剛三昧院」）

外題に「太子^{十七ヶ条憲法并}十^{徳十失}馬^馬惱^惱記」と。憲法の前書・後書は伝暦と同文。各条毎に一格を低して片仮名和文の注を附し、憲法の次に十徳十失・天王寺馬惱御記文・起注文を録し、巻末に「長享元年^未天霜廿四日／紀州浜中長保寺吉祥院一覽之／間為児童之昭鏡即時書之可秘／々々穴賢々々」と。次に別手で「金剛三昧／善識」の署名がある、此は表紙にもあり、所有者の署名である。注は田舎僧の説法じみて鄙俚であるが、当時の憲法享受の一面が知られる。

聖德太子十七箇条之憲法〔注〕

宮内庁書陵部蔵永正七年・十一年写古雜記所録本

鷹司家旧蔵の「古雜記一名古聞書」中に録さる。首に「聖德太子十七箇条之憲法」と題し、毎条「第幾日」と記して、行を改めて条文を記し、次に一格を低して、漢文の注を記し、末に「推古天皇、十二年、吉貴元年、甲子、卯月日、聖德太子、生年、三十三歳、肇製十七箇条之憲法、奏之也、天皇大恐悦、以為王道之良佐者」ととの後書があり、次に徳失鏡を写し、その後二行をへだてて、「昔永正七年、庚午、季春念八日、於摂州西成郡、覆並瑞光山下、竹庭軒、書焉」の書写奥書がある。全体にかなり詳細な訓点、朱筆の勾点・句点・朱引が附され、また本文同筆の音義注等の書入がある。本写本の卷末にはさらに「永正十一年甲戌、藤月念五日大和州高市郡於五条石川庄龍安山丈室書焉」の書写奥書を有する。この本の憲法の本文は訛脱が多く、また各条の末句の殆どに「矣」或は「焉」等の助辞がある。その訓点は伝統的な訓によつたものでなく、音読が多い自己流の訓で、極めて誤謬が多く、「篤敬三宝也」の如き例は枚挙に遑が無いほどである。

尊経閣文庫蔵〔江戸〕写本一冊

前掲本と同種であるが、たゞ首に「聖德太子十七箇条御憲法」と題し、各条「幾日」と記し、次に行を改めて条文（附訓点）を写し、次に一格を低して、例えば第一条は「故孔子曰在上不驕高而不危……」の如く、注を記すことは前掲本に同じ。但し後書の文がなく、末に「聖德太子十七箇条御憲法」と題し、尾題に続く奥書に、「于時天文八己亥歲舍暮春仲／旬望越之中州福滿而閱之此／一篇聖之要軍之枢仁臣之道／君子之徳可謂無価之珍矣於／潛龍軒下覓之仍卒筆之主盟／于時於几上餅饗予嚙□而／慰積鬱不覺書終者也俄／然而潤色不可足而已」と。次に「得失鏡聖德太子御製作」を写す。もと綴葉装の表紙の右下端に「前田貞醇献品」と朱書せる小紙片が貼つてある。全卷に訓点

があるが、この訓は前掲本のそれと同じではなく、注文も前掲本とは繁簡の出入がある。

本注は漢文の注で、主として諸書よりの引文を録するが、所々自らの文章を以て注する。その引用は、先行の注を襲わず、独自の特色を有し、必しも原意に適しているとは言いが得ぬが、仏教臭が殆どなく、例に第二条の注の全文を書陵部本によつて引けば、

是以、書云、鈍刀切骨、必由三砥之助、重軸走（尊經本「重」車經走）」亦油縁也、無二智情、鍊木猶既然也、有レ心人倫、婦（尊經本「婦」）二仏法僧、何黙、止、矣、（以下ノ注文）一豹、好、謡、已、變、高唐、從、之、猷、書亦化、巴蜀、一矣、橋柚移、陰、自然為、積、曲、蓬、燦、麻、不、扶、目、直、矣

と。簡単な我流の注ではあるが、室町戦国時代らしい特色が出ています。

憲法単行の未見本に、高野山正智院藏寛正五年書写「聖徳太子十七箇条憲法」一冊、同院藏正長二年・明応九年奥書「憲法註」一冊がある。憲法注には単行の外に、「聖徳太子伝暦」の注釈書は殆ど憲法の箇所に注を施している（前掲拙稿参照）。出色の注は、法空の「聖徳太子平氏伝雜勘文」並に「上宮太子拾遺記」と法隆寺の訓海の「太子伝玉林抄」である。「太子伝金玉抄」「太子伝阿弥陀院抄」には憲法注には自抄を施さず、所謂玄恵註を以て添えている。

既に記した如く、伝暦の訓点については、伝暦の注釈書や伝暦の書入等に仲範点仲範説として引かれる訓説があつて、重要な地位を占めている。伝暦の訓点の由来については多くの伝暦抄にほゞ同内容の記述が見られる。その一例として法隆寺の実秀の「太子伝撰集抄別要」（寛文刊）から引用すれば、「左助谷大蔵仲範ハ天下第一ノ文者也元亨年中ニ先代九代ノ末方高時法師宗鑑カ時当寺住侶湛舜法印播州鳩庄ノ義付テ七箇年在鎌倉時仲範ト互太子伝講説ノ時題

号ニ三ノ点ヲヨマレタリ通要ニ記スルカコトシ加點不同ハカリ也太平記ニハ南家儒者刑部小輔仲範ト載タリ惣当伝家々、点、差異アリト見タリ或伝、奥、承久元年九月阿闍梨賢任与、小野宮大納言師頼ニ相令レ点其後仁賢弟子天王寺阿闍梨範覺舜賢供僧采信次第写之云々又相承一本伝奥書ニハ以、石見入道並守朝巳講被点之本薬師寺前律師御房被、点撰、御座本以レ之点写焉保元五年三月十三日文科云々又木幡上人云此伝為長卿之点有之云云何レモ一流ツ、ノ点アリト聞ヘタリ私云多分当寺用來レル文点也云云何レノ点何流ト云事サタカナラスト聞ヘタリ彼仲範ハ橋寺法空ト談アリト見タリ法空ト申ハ久我殿ノ御息橋寺律師ト成テヨリ第二ノ長老也了達房申キ」と。この仲範の伝暦講義の聞書の写本一冊が法隆寺に蔵されている。残念ながら未だ眼福を得ないが、同書には「元亨四年甲二月十二日辰午時始也／於鎌倉談義也／読師鎌倉左助谷大蔵大輔仲範」の奥書ありと云う。この仲範の訓説は前掲の成實堂文庫旧蔵の憲法註、太子伝玉林抄、聖徳太子御憲法玄恵注抄等に引かれている。本訓説文並校異の注の次に、玉林抄・玄恵注抄に引載の仲範の訓説を輯集せるものを附したから、参照されたい。この輯集は玉林抄は法隆寺蔵本の模写たる東京国立博物館蔵本を主として、東大寺・内閣文庫・尊経閣文庫蔵本を参照し、玄恵注抄は奥田氏校刊本によつた。

十七条憲法校勘記

凡 例

- 一、本校勘記は東洋文庫蔵岩崎日本書紀所引文を底本とし、上記解題に著録せる諸本と対校せるものである。
- 一、対校諸本のうち、次掲の訓説文対校に使用せる諸本についてはその略称を使用（次掲訓説文の凡例参照）、その他の諸本は左の

略称を用いた。

聖徳太子伝暦甲類 岩瀬（西尾市立図書館岩瀬文庫蔵本）

同乙類 北野伝（北野天満宮蔵本） 内閣伝（内閣文庫蔵本） 米沢（米沢市立図書館蔵本） 四天王寺別（四天王寺蔵本）

復原（藤原猶雪校復原聖徳太子伝暦）

単行類 憲章註（広島大学蔵聖徳太子十七憲章并序註） 成實（成實堂文庫旧蔵聖徳太子十七ヶ条之憲法并註） 嘉禎（四

天王寺蔵嘉禎二年写本） 宗性（陽明文庫蔵宗性手写本） 弘安（弘安八年刊本） 天理秀賢跋（天理図書館蔵慶長十年

清原秀賢跋写本） 名大（名古屋大学図書館蔵応仁三年写本） 九大（九州大学図書館蔵天正十九年写本） 広隆寺（広隆

寺蔵室町末写本） 京大（京都大学国史研究室蔵近世初写本） 彰考（彰考館文庫蔵元禄八年写八天正五年本奥書）憲法仮

名抄） 天明（高野山金剛三昧院蔵天明八年写本） 古活字（古活字版十七条憲法） 寛永（寛永十四年刊聖徳太子憲法并

制条） 古雑記（宮内庁書陵部蔵永正七年写「古雑記」所収「聖徳太子十七箇条之憲法」） 拾芥抄（寛永十九年西村吉兵

衛刊本）

一、「聖徳太子伝暦」については、その異同が、伝暦諸本の全て、或はその甲類、或はその乙類の各所属本間では一致している場合、各々「伝暦」、「伝暦甲類」、「伝暦乙類」と総称して、一々の諸本名を省いた。

一、文字は特別の支障のない限り、通行活字体を以て表記し、古鈔本にありふれた俗字異体字等、また振仮名その他から見て明かに書写者の不注意から犯せる誤字については、その異同を特記しない。我が旧鈔本では混淆して使用されるのが常例である「無」と「无」、「辨」と「辯」の如き、その異同を記さない。鬻（五条）濫（七条）監（八条）の如きは諸本多く誤字に作るが、一々明記しない。

(一条)

以和為貴 嘉禎 「和」「蘇」(和ノ古文)ニ作ル、已下同ジ。

亦少達者 慶應大元和 「亦」「又」ニ作ル、非是。或不順君父 成實・竜門永祿 「或」脱。嘉禎 「不」

「弗」ニ作ル、已下同ジ。乍違于隣里 憲章註 「乍」ノ上「或也」アリ、旁注ノ竄入ナラン。

然上和下睦 慶應大元和 「然」ノ下「而」アリ、衍。諧於論事 成實 「於」脱。竜門永祿 「論」「諸」

ニ作ル、非是。広隆寺 「論」脱。竜谷大 「論」ニ見消ヲ附シ、「諸イ」ト旁記。

則事理自通 高野山宝寿院・嘉禎 「則事」ナシ。興福寺・徳島本願寺・西本願寺(「事」旁記)・法隆寺・

岩瀬・憲章註・九大 「事」ナシ、脱カ。何事不成 古雜記 「成」ノ下「焉」アリ、已下各条

ノ末句多ク「焉」ノ字アリ、衍。

(二条)

篤敬三宝 古雜記 宝ノ下「也」アリ、衍。三宝者仏法僧也 九大 「者」ナシ。拾芥抄 「仏法

僧也」ノ四字小字双行注ニ作ル。竜門永祿 コノ四字脱。

則四生之終帰 四天王寺 「之」「也」ニ誤ル。竜門永祿・玄恵注慶應大 「之」脱。竜門永祿 「帰」「号」ニ誤ル。

万国之極宗 成實・尊経閣・天明 「之」脱。竜谷大 「宗」誤テ「崇」ニ作ル。慶應大元和 「宗」ノ下

「也」アリ、衍。何世何人 三千院 「何世」ナシ、「何世イ」ヲ上欄ニ書入。

非貴是法 成實 「非」「不」ニ作ル。竜谷大 「是法」ニ見消ヲ附ス。

人鮮尤悪 真福寺 「人」脱。竜谷大 コノ四字ニ見消ヲ附ス。

能教從之 嘉禎 「從」「𠬞」(从、從ノ本字)ニ作ル。

何以直枉 復原 「何」ノ上「則」アリ、衍。

(三条)

君則天之 伝曆乙類・復原 「君則」顛倒。真福寺

「之」誤テ「臣」ニ作ル。

臣則地之 伝曆乙類(四天王寺別ヲ除ク)・復原 「臣

則」顛倒。大東急・四天王寺・慶應大元和 「之」脱。

天覆地載 興福寺・西本願寺(「載」別記)・法隆寺・

狩野・天理甲・大東急・高野山宝寿院・四天王寺(「載」

旁記)・岩瀬・竜門正安・京大・天明 「載」「戴」ニ

作ル、非是。

万氣得通 内閣・寛文版 「万」誤テ「方」ニ作ル。

竜門永祿 「氣」ノ下「之」アリ、衍。

則致壞耳 伏見・統類從・真福寺・興福寺(「致本」旁

記)・天理甲(「致」旁記)・高野山宝寿院・成實・竜

門正安・名大 「致」「到」ニ作ル、恐ハ非是。古活

字 「壞」誤テ「懷」ニ作ル。

上行下靡 伝曆乙類 「靡」「効」ニ作ル、恐ハ非是。

真福寺 「行」ノ下「ミ」アリ、衍。

(四条)

羣卿百寮 伝曆乙類・復原・慶應大元和・寛永 「寮」

「僚」ニ作ル、僚通ジテ寮ニ作ル。

其治民之本 憲章註 「其」ナシ。広隆寺 誤テ「其

治之民也本」ニ作ル。

要在乎礼 成實 「在」誤テ「有」ニ作ル。興福寺・

法隆寺・狩野・高野山宝寿院・大東急・四天王寺・伝

曆乙類・復原・成實・三千院・尊経閣・竜門永祿・金

剛三昧院・玄惠注慶應大・玄惠注岩瀬・彰考・九大・

竜谷大・名大・慶應大元和・古雜記・古活字・寛永・

拾芥抄 「乎」「于」ニ作ル。

上不礼而下非者 古活字 「不」「無」ニ作ル。大東

急・四天王寺(「而イ」ノ旁記アリ)・寛永版・国会甲・

京大(「上」ノ上ニ「而」アリ)「而」脱。伝曆乙類

(寛永版ヲ除ク)・寛永 「非」「弗」ニ作ル、寛永版・

復原・古活字 「不」ニ作ル。

下無礼以必有罪 憲章註 「以必」「者也以」ニ作ル、

旁注ノ竄入カ。

是以羣臣有礼 竜谷大 「以」ノ下「必」アリ、衍。

寛文版・伝曆・成實・宗性・九大・名大・竜門正安・

竜門永祿・金剛三昧院・京大・寛永 「羣」「君」ニ作

ル。広島大 「羣」ニ「君イ」旁記。四天王寺 「君」

ニ「群イ」旁記。嘉禎・天理秀賢跋・秀賢跋刊本・竜

谷大(「臣」旁記) 「臣」「卿」ニ作ル。

国家自治 復原 「国」ノ上「則」アリ、衍。

(五条)

明辯訴訟 内閣・伏見・高野山宝寿院・天理甲・四天

王寺・天理乙・尊経閣・金剛三昧院・名大・広隆寺・

彰考館・天明・古活字 「訟」誤テ「詔」ニ作ル。已

下同ジ。但シ伏見・四天王寺 下「訟」ニ作ル。

其百姓之訟 憲章註 「其」ナシ。東大寺明応・玄恵

注慶應大・玄恵注岩瀬・慶應大元和 「訟」誤テ「詔」

ニ作ル。

一日千事 成實 「千」ノ下「度也」アリ、旁注ノ竄

入カ。

一日尚尔 玄恵注慶應大 「尚」脱、「尚イ」旁記。

況乎累歳 寛永版・成實・竜門永祿 「乎」脱。伏見・

続類従・真福寺 「歳」「年」ニ作り、「歳」旁記。

頃治訟者 憲章註・広島大・広隆寺・古雜記・彰考

底本ニ同ジ、他ノ諸本 「頃」「須」ニ作ル、恐ハ非

是。興福寺・天理甲・徳島本願寺・西本願寺(「須」旁

記)・法隆寺・高野山宝寿院・岩瀬・三千院・宗性・竜

谷大 「頃」ナシ、恐ハ非是。竜門永祿・玄恵注慶應

大(下同ジ)・玄恵注岩瀬(下同ジ) 「訟」誤テ「詔」

ニ作ル。

見賄聴讞 広隆寺 「賄」ノ下「便」アリ、衍。竜谷

大 「讞」ニ見消ヲ附シ、「獄」ヲ旁記。

便有財之訟 慶應大元和 「財」ノ下「者」アリ、衍。

九大 「之」誤テ「者」ニ作ル。竜谷大 「訟」脱。

如石投水 古雜記 誤テ「如投石於水」ニ作ル。

乏者之訴 伏見・真福寺・興福寺・西本願寺・狩野・

大東急・四天王寺・寛永版・復原・成實・京大「之」

脱。法隆寺・大東急・四天王寺（「訴イ」旁記）・憲章

註・広島大・竜門永祿 「訴」「訟」ニ作ル。復原

「訴」脱。

似水投石 玄惠注慶應大・玄惠注書陵部 「似」ニ

「如イ」旁記。九大 「似以」ニ作ル、衍。古雜記

誤テ「似投水於石」ニ作ル。

是以貧民則不知所由 復原 「則」脱、「所」「其所」

ニ作ル、衍。

臣道亦於焉闕 三千院 「亦」誤テ「二」ニ作り、「亦

イ」旁記。法隆寺・大東急・四天王寺・京大 「亦」

脱。四天王寺別 「於」脱。続類從・真福寺 「闕」

ニ「闕イ」ヲ旁記、「闕」非是。

懲惡勸善 復原・古雜記 誤テ「勸善懲惡」ニ作ル。

古之良典 狩野 「之」脱。拾芥抄 「典」ノ下「也」

アリ、旁訓ノ竄入ナラン。

无匪人善 慶應大元和 「人」ノ下「之」アリ、衍。

其詔詐者 成實 「詐」誤テ「訴」ニ作ル。

則為覆国家之利器 竜門永祿 「則」脱。国会甲・成

實・竜門永祿・天明 「之」脱。

為絶人民之鋒劍 尊経閣 「為」脱。復原 「民」誤

テ「氏」ニ作ル。竜門正安・竜門永祿・陽明・玄惠注

慶應大 「之」脱。

亦倭媚者 三千院 「亦」誤テ「二」ニ作り、「亦イ」

ヲ旁記。成實 「亦」「又」ニ作ル。慶應大元和 「亦」

脱。

对上則好説下過 伏見・続類從（「好」旁記）・憲章

註・広島大 「好」ナシ、恐ハ非是。竜門永祿 「説」

誤テ「説」ニ作ル。竜門正安 「説」脱。

逢下則誹謗上失 三千院 「上」「其上」ニ作ル、衍。

皆无忠於君 復原 「忠」「忠貞」ニ作ル。天明 「於」

（六条）

脱、下同ジ。

无仁於民は大乱之本也 復原 「仁」「仁慈」ニ作ル、

貞・慈注字ノ竄入カ。憲章註 「民是」顛倒。寛永版・

復原・広隆寺・寛永 「之」脱。

(七条)

人各有任 成實 「人」脱。岩瀬 「有」脱。

掌宜不濫 成實・古活字 「掌」誤テ「宰」ニ作ル。

其賢哲任官 成實 「哲」ノ下「之」アリ、衍。

頌音則起 嘉禎・天理秀賢跋・秀賢跋刊本 「音」

「声」ニ作ル、恐ハ非是。

姦者有官 成實 「者」ノ下「之」アリ、衍。伝曆乙

類・復原・竜門永祿・慶應大元和・寛永 「有」在

ニ作ル。復原・天明 「官」ノ下「則」アリ、衍。

世少生知 広隆寺 「知」「智」ニ誤ル。

尅念作聖 四天王寺(「尅イ」旁記)・伝曆乙類・竜谷

大・玄恵注岩瀬・天明・彰考・慶應大元和・古雜記・

古活字・寛永 「尅」(剋ノ俗字)「克」ニ作ル、尅克

通用。三千院 誤テ「对」ニ作り、「尅」旁記。

事無大少 書紀諸本・興福寺・法隆寺・憲章註・広島

大・三千院・玄恵注慶應大・玄恵注岩瀬・竜谷大・政

事要略引ヲ除ク諸本皆 「少」「小」ニ作ル。

時無急緩 興福寺(「急一本」旁記)・徳島本願寺(「キ

ウ」ト附訓)・天理甲(「スミヤカ」ト附訓)・西本願

寺(見消ヲ附シ、急ト脚注)・岩瀬(「トキ」ト附訓)・

竜門正安(「急イ」ト旁記) 「急」誤テ「忽」ニ作ル。

因此国家永久 竜谷大 「此」「茲」ニ作ル、非是。

社稷勿危 広島大 「危」ヲ塗抹シ「絶」ニ作ル。

故古聖王 広隆寺 「古」ノ下「之」アリ、衍。竜谷

大・広隆寺 「王」誤テ「主」ニ作ル。

為人不求官 内閣・寛文版 「為人」脱。成實 コノ

句ノ下「任宰宜不濫」アリ、衍。古雜記 「不為人求

官矣」ニ誤ル。

(八条)

羣卿百寮 伝曆乙類・復原・慶應大元和・寛永 「寮」

「療」ニ作ル。

公事靡鹽 四天王寺（「公イ」旁記）・伝曆乙類（東大寺文明・国会甲・内閣伝ヲ除ク）・復原・竜門正安・竜谷大・慶應大元和・寛永 「公」「王」ニ作ル。西本願寺 「王イ」旁記。玄恵注書陵部 「靡」誤テ「無」ニ作ル。

不逮于急 天明 「不」ノ上「則」アリ、衍。竜谷大

「于」脱。伏見・徳島本願寺・興福寺（見消ヲ附シ、

「急」別記）・天理甲・西本願寺（見消ヲ附シ、「急」

別記）・高野山宝寿院・岩瀬・竜門正安・金剛三昧院

「急」誤テ「忽」ニ作ル。竜門永祿 誤テ「怠」ニ作ル。

必事不尽 天明 「必」ノ上「則」アリ、衍。成實

コノ句ノ下「群卿百寮早朝晏退」アリ、衍。

（九条）

要在于信 成實 「在」誤テ「有」ニ作ル。嘉禎・天理秀賢跋・秀賢跋刊本・陽明 「于」「乎」ニ作ル。

羣臣共信 寛文版・尊経閣・九大・天明・拾芥抄 「羣」

「君」ニ作ル、下同ジ。九大 「臣」誤テ「王」ニ作ル。成實・慶應大元和 「信」ノ上「有」アリ、衍。

復原 「信」ノ下「則」アリ、衍。

（十条）

絶忿棄瞋不怒人違 大東急・四天王寺（「怒イ」「瞋イ」

旁記）・京大 「瞋」「怒」ニ作り、「怒」「瞋」ニ作ル、

非是。

彼是則我非 竜門永祿 「則」脱。

我必非聖 尊経閣 「我必」顛倒。玄恵注慶應大

「非」「不」ニ作ル、非是。

彼必非愚 成實 「彼必」脱。広島大 「愚」誤テ

「遇」ニ作ル。

共是凡夫耳 竜門永祿 「耳」脱。天明 「共是凡以

彼夫耳」ニ誤ル。

是非之理 金剛三昧院・竜谷大 「之」脱。

詎能可定 伝曆甲類（法隆寺ヲ除ク）・憲章註・広島

大・嘉禎・天理秀賢跋・秀賢跋刊・成實・尊經閣・竜

門正安・竜門永祿・竜谷大・金剛三昧院・広隆寺・京

大・陽明・彰考・玄惠注慶應大・玄惠注岩瀬・天明・

九大・名大・古雜記・古活字 「詎」「誰」ニ作ル。

如鑲无端 伝曆（東大寺文明・東大寺明心・天理乙ヲ

除ク）・憲章註・広島大・成實・尊經閣・金剛三昧院・

竜門永祿・京大・陽明・彰考・玄惠注慶應大・玄惠注

書陵部（「鑲イ」旁記）・玄惠注岩瀬・天明・竜谷大・

九大・名大・古雜記・古活字・寛永・拾芥抄 「鑲」

「環」ニ作ル。吉田・大和文華館 「環イ」旁記。

（十一条）

賞罰必当 尊經閣 「当」ノ下「当」アリ、衍。

日者賞不在功 広島大 「者」ノ下「必」ヲ挿入、非

是。天明 「曰昔省賞不在功」ニ誤ル。

罰不在罪 天理甲 「罰」誤テ「罪」ニ作ル。北野・

書陵部・内閣・寛文版・金剛三昧院・拾芥抄 「罪」

誤テ「罰」ニ作ル。

宜明賞罰 興福寺 「明」脱。天理甲 「賞」脱。

（十二条）

国司国造 岩瀬 下ノ「国」脱。

勿劔百姓 伝曆乙類等 「劔」「劔」ニ作り、或本

「劔」ニ作ル、下同ジ。劔ハ劔ノ俗字、劔・劔別字ナ

レド、俗ニ通用。徳島本願寺 「姓」「性」ニ誤ル、下

同ジ。

国非二君 伝曆乙類・慶應大元和 「非」「靡」ニ作

ル。西本願寺 「靡」旁記。

皆是王臣 竜門永祿 「是」脱、「臣」ノ下「是」ア

リ、衍。三千院・宗性・竜門正安 「臣」誤テ「民臣」

ニ作ル。

賦劔百姓 竜谷大 「姓」ノ下「乎」アリ、衍。

（十三条）

同知職掌 成實・名大 「掌」誤テ「宰」ニ作ル。尊

經閣 「掌」脱。

或病或使 伏見 上ノ「或」疊ス、衍。竜谷大 下ノ

「或」脱。天明 「使」ノ下「時」アリ、衍。

有關於事 成實 「有」「在」ニ作ル、非是。天明

「於」脱。

然得知之日 憲章註 「然」「然一」ニ作ル。

和如曾識 嘉禎・秀賢跋刊本 「和」「盍」ニ作ル、盍

通ジテ和ニ作ル。四天王寺 「和」誤テ「知」ニ作リ

「和イ」旁記。成實・竜門永祿・古雜記 「識」誤テ

「職」ニ作ル。

勿防公務 法隆寺・大東急・四天王寺・伝曆乙類・復

原・広島大・成實・竜門永祿・竜谷大・京大・彰考・

天明・名大・慶應大元和・古雜記・古活字・寛永 「防」

「妨」ニ作ル。狩野 「妨イ」旁記。竜門正安 誤テ

「方」ニ作ル。

(十四条)

羣臣百寮 伝曆乙類・復原・慶應大元和・寛永 「寮」

「僚」ニ作ル。

無有嫉妬 北野(「妬」旁記)・徳島本願寺・岩瀬 「妬」

「妬」ニ作ル。徳島本願寺・岩瀬 下同ジ、妬・妬別字

ナレド我ガ旧鈔本往々妬ヲ妬ノ俗字トス。名大「妬」

ニ作ル、妬妬ニ同ジ。

我既嫉人 天理甲 「既」誤テ「更」ニ作ル。金剛三

昧院 「嫉人」顛倒。

人亦嫉我 慶應大元和 「亦」誤テ「又」ニ作ル。真

福寺・伝曆乙類・復原・慶應大元和 「嫉」「妬」ニ誤

ル。西本願寺 「妬」別記。竜門正安・玄惠注慶應

大 「疾」ニ誤ル。慶應大元和 「我」誤テ「吾」ニ

作ル。京大 「我」ヨリ以下「則不」ニ至ル十七字脱。

嫉妬之患 天理乙・四天王寺別 「之」脱。広隆寺

コノ四字脱。

所以智勝於己 竜門永祿 「所以」「所謂」ニ誤ル。慶

應大元和 「処^是以」ニ誤ル。憲章註 「智」「知」ニ作

ル。伝曆乙類・慶應大元和 「智勝」顛倒。

則不悦 玄惠注岩瀬・天明 「悦」「説」ニ作ル、非是。

才優於己 伝曆乙類・復原・慶應大元和 「才優」顛

倒。広島大 「才」「丈」ニ誤ル。

則嫉妬 玄惠注尊経閣・大和文華館・天理 (「則」旁

記) 「則」脱。

是以五百之 吉田 (「之」ニ「歳或作」旁記)・内閣・

天理甲・宗性・広隆寺・玄惠注書陵・天明 「五百之」

「五百之後」ニ作ル。底本第三次点・名大 「之」ノ

下旁「後」アリ、北野 「後イ」アリ。徳島本願寺・

法隆寺・狩野・高野山宝寿院・大東急・伝暦乙類・復

原・成實・尊経閣・玄惠注慶應大・九大・京大・慶應

大元和・古活字・寛永・拾芥抄 「五百歳之後」ニ作

ル。続類従・真福寺・興福寺 「百」ノ下「歳」、「之」

ノ下「後」ノ旁記アリ。西本願寺 「之」ノ下「歳」旁

記、「之」ノ下「後」アリ。嘉禎・天理秀賢跋・秀賢跋刊

本・竜谷大・大和文華館・陽明 「五百歳後」ニ作ル。

玄惠注尊経閣・彰考・古雜記 「五百歳」ニ作ル。四

天王寺 「五百歳之」ニ作ル。天理 「五百之歳後」

ニ作ル。金剛三昧院 「五百歳後之」ニ作ル。岩瀬

「五百後」ニ作ル。

乃今遇賢 広島大 「乃」「秀」ニ作ル、非是。吉田

(「今」旁記)・北野・書陵部・内閣・寛文版・嘉禎・

天理秀賢跋・秀賢跋刊本・大和文華館・玄惠注書陵

部・竜門永祿・天理・玄惠注尊経閣・玄惠注慶應大・

玄惠注岩瀬・天明・古活字・拾芥抄 「今」「令」ニ作

ル。陽明 「今令」ニ作ル。底本第三次点・四天王寺

「今」ニ「令イ」旁記。米沢・名大 「今」ニ「令」

ヲ旁記。北野 「遇」誤テ「過」ニ作ル。

千載以難待一聖 拾芥抄 「載」「歳」ニ作ル。興福

寺・高野山宝寿院・竜門正安 誤テ「載」ニ作ル。大

東急・宗性・成實・三千院・竜門永祿・金剛三昧院・

名大・京大・天明・慶應大元和 (「待」旁記)・古活字・

古雜記・拾芥抄 「待」「得」ニ作ル。竜門正安・玄惠

注慶應大 「待」ニ「得」ヲ旁記。北野 「待」「持」

ニ誤ル。

其不得賢聖 竜門永祿 「其」脱。

何以治國 古活字 「以」脱。

(十五條)

背私向公 玄惠注慶應大 「私」ノ下「而」アリ、衍。

是臣之道矣 大東急・四天王寺・嘉禎・竜谷大・天明

「之」脱。尊經閣・九大・慶應大元和 「矣」脱。

凡人有私 北野・内閣・寛文版・彰考 「凡人」「凡夫

人」ニ作ル、恐ハ「夫」衍。成實 「人」脱。広島大

「有」脱。

有憾必非同 書紀其他諸本 「憾」「憾」ニ作ル、是。

憾・憾別字ナレド我が古鈔本多ク俗ニ通用。伝曆乙類・

復原・慶應大元和 「恨」ニ作ル、下同ジ。古活字

「有憾」脱。三千院・宗性 「非」「不」ニ作ル、非

是。寛永版・復原 「同」誤テ「固」ニ作ル、下同ジ。

慶應大元和 「同」ニ見消ヲ附シ、「固」ニ作ル。寛

永 「同」「調」ニ作ル、非是、下同ジ。

非同則以私妨公 岩瀬・国会甲・竜門永祿 「非同」

脱。竜谷大 「同」ノ下「之」アリ、衍。広隆寺 「公」

「君」ニ作ル、非是。

憾起則違制害法 四天王寺 「憾」「恨」ニ作リ、「憾

イ」旁記、「則」脱。四天王寺(「憲」ニ「イ无」ノ旁

記)・竜門永祿 「法」「憲法」ニ作ル、非是。

故初章云 北野(「初イ」旁記)・書陵部 「初」脱。

嘉禎 「云」「曰」ニ作ル、恐ハ非是。

上下和諧 四天王寺(「諧イ」旁記)・伝曆乙類・復

原・竜門永祿・慶應大元和 「諧」「睦」ニ作ル、西本

願寺 「睦イ」旁記。統類從・法隆寺 「睦」旁記。

三千院・金剛三昧院・名大・広隆寺・拾芥抄 「上和

下諧」ニ作ル。宗性 「上和下□諧」ニ作ル。九大

「上和下睦」ニ作ル。

其亦是情歟 九大 「其」脱。憲章註・広島大 「是

情」「悦」ニ作ル。伏見 「情」ニ「悦イ」旁記。天理

甲 「是常情」ニ作ル、衍。尊經閣・竜谷大・九大

「歟」脱。

(十六條)

古之良典 竜門正安・慶應大元和 「之」脱。

故冬月有間 竜谷大 「有」脱。

以可便民 九大 「以可」顛倒。真福寺 「可」脱。

從春至秋 古雜記 「至」ノ下「于」アリ、衍。

農桑之節 竜門永祿・古活字 「之」脱。

不可使民 九大 「可」脱。

其不農何食 興福寺・尊經閣・竜門永祿・玄惠注慶應

大（「其イ」旁記） 「其」脱。

（十七条）

夫事不可独断 書紀諸本（但シ吉田「夫」ノ下「大或

有」旁記）・広島大・大和文華館・玄惠注尊經閣・天

理（「夫」ニ「大或有」旁記）・陽明・拾芥抄ノ外ノ諸

本 「夫事」「大事」ニ作ル。但シ興福寺・狩野・高野

山宝寿院・竜門永祿・玄惠注慶應大（「夫イ」挿入）・

玄惠注書陵部（「夫」ニ見消ヲ附シ、「或无或有」ノ注

記アリ） 「夫大事」ニ作ル。

少事は軽 真福寺・狩野・伝曆乙類・復原・宗性・尊

經閣・大和文華館・竜門永祿・玄惠注慶應大・玄惠注

書陵部・彰考・天明・九大・広隆寺・古活字・古雜記・

拾芥抄 「少」「小」ニ作ル。

不可必衆 尊經閣 「可」ノ下「論」アリ、衍。慶應

大元和・古活字 「必」ノ下「与」アリ、衍。

故与衆相辨 広隆寺 「辨」ノ下「時」アリ、衍。

辞則得理 三千院・竜谷大・玄惠注慶應大（「辞イ」旁

記）・天明・広隆寺・拾芥抄・古雜記 「辞」ナシ、恐

ハ脱。復原 「辞則」顛倒。竜門永祿 「則」「時」ニ

作ル、非是。伝曆（伏見・統類従・真福寺ヲ除ク、四

天王寺「イ无」注記）・成實・金剛三昧院・広隆寺・

京大・彰考・九大・慶應大元和・寛永 「理」ノ下

「矣」アリ、衍。古雜記 「焉」アリ、衍。